

第1次磐田市総合計画

後期基本計画

平成24年度から平成28年度まで



平成24年3月

磐田市

後期基本計画の策定にあたって

～「総合力ナンバーワンのまち」を 目指して～



本市は、平成17年の合併を契機に、平成19年3月に策定した磐田市総合計画前期基本計画が平成23年度をもって計画期間の終了を迎えたことから、平成24年度から平成28年度までの新たなまちづくりの展開に向けて、基本的な施策や事業をまとめた「後期基本計画」を策定しました。

アメリカのリーマンショックを発端とした経済の停滞やユーロ圏経済の低迷など、前期基本計画策定からの5年間に世界の社会経済情勢は大きく変動し、国内においても、昨年3月11日の東日本大震災を受け、安全・安心に向けたまちづくりへの取り組みが強く求められるなど大きな転換期を迎えております。

今、時代が大きく変貌を遂げるなかで、本市においても、全国の自治体同様、引き続き厳しい財政状況の中、急速に進む少子高齢化や環境問題、経済状況の低迷などへの対応を迫られています。加えて、今後は、国の合併支援策のひとつである普通交付税の合併特例措置が平成28年度から段階的に縮小され、平成32年度を最後に満了となり、多大な影響を及ぼすことが想定されます。

このような状況下での今回の計画策定にあたっては、行財政改革の推進はもとより、目まぐるしく変動する社会経済情勢や市民ニーズの変化に的確に対応し、財政見通しにしっかりと基づいた実現性・実行性のある計画とし、安全・安心に関わるものや市民生活に直結する「今やるべき」もの、人材育成や教育などの将来の基礎となるものには、積極果敢に取り組んでいくこととしております。

また、この計画の推進にあたっては、市民・事業者・行政が一体となった「オール磐田」による取り組みを進め、産業、歴史、文化、スポーツなど、他には負けない磐田の強みを最大限に活用して、日本一バランスの取れた「総合力ナンバーワンのまち」を目指していきたいと思っております。

最後に、計画の策定にあたり、熱心なご議論をいただいた磐田市総合計画審議会の委員の皆様をはじめ、多くの貴重なご意見・ご提言をお寄せいただいた市民の皆様に対し、心から感謝申し上げますとともに、今後とも本市の発展のため、ご支援とご協力をお願いいたします。

平成24年3月

磐田市長 渡部 修

目次

第1部 はじめに

■ 1	計画の策定趣旨	2
■ 2	計画の構成	2
■ 3	施策の大綱（体系）	3
■ 4	計画の期間	4
■ 5	計画の基本理念	4
■ 6	計画策定の背景	5
■ 7	計画策定の視点	10

第2部 後期基本計画（H24～H28）

■	計画書の構成	12
■	第1章 環境にやさしいまちづくり	15
■	第2章 住んで良かったと思えるまちづくり	25
■	第3章 豊かな心を育み活躍できるまちづくり	35
■	第4章 安全・安心なまちづくり	47
■	第5章 やさしさ、ふれあい、支え合いのまちづくり	57
■	第6章 交流と活力のあるまちづくり	67
■	第7章 計画推進のために	77

資料編

■	1 資料1 総合計画の策定経過	86
■	2 資料2 磐田市総合計画審議会条例	87
■	3 資料3 磐田市総合計画審議委員名簿	88
■	4 用語解説	89

第1部 はじめに

- 1 計画の策定趣旨
- 2 計画の構成
- 3 施策の大綱（体系）
- 4 計画の期間
- 5 計画の基本理念
- 6 計画策定の背景
- 7 計画策定の視点

1 計画の策定趣旨

本市では、平成19年3月、合併後の本市の進むべき方向と望まれる将来像を掲げた「第1次磐田市総合計画」を策定し、この計画に定めた、将来像「光と風・水と緑 ひとが、まちが、いま輝き出す ～自然あふれ、歴史・文化薫るゆとりと活力のまち～」の実現に向けて前期基本計画に基づき、取組みを進めてきました。

この間、本市を取り巻く社会経済状況が大きく変化する中で、各種の施策を実施してきましたが、前期基本計画の計画期間が平成23年度をもって終了することから、その進捗状況や実績を評価・検証するとともに、今後5年間に取り組むべき課題について検討を行い、平成28年度を目標年次とする「後期基本計画」を策定しました。

この計画に基づき、基本構想に掲げた「将来像」の実現に向けて、本市のまちづくりを総合的、計画的に進めます。

2 計画の構成

総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画により構成されます。基本計画については、市政を進めるにあたっての基本となる施策とその目標を定めるもので、個別の計画、事業などは、すべてこの基本計画に沿って進めることとなります。

また、基本計画は、市民と目標を共有し、協働の理念に基づき、まちづくりを進めるための指針となります。

■基本構想・基本計画・実施計画のスケジュール

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	
基本構想	基本構想 (10年)										
基本計画	前期計画 (5年)					後期計画 (5年)					
実施計画						実施計画					
								実施計画			
										実施計画	

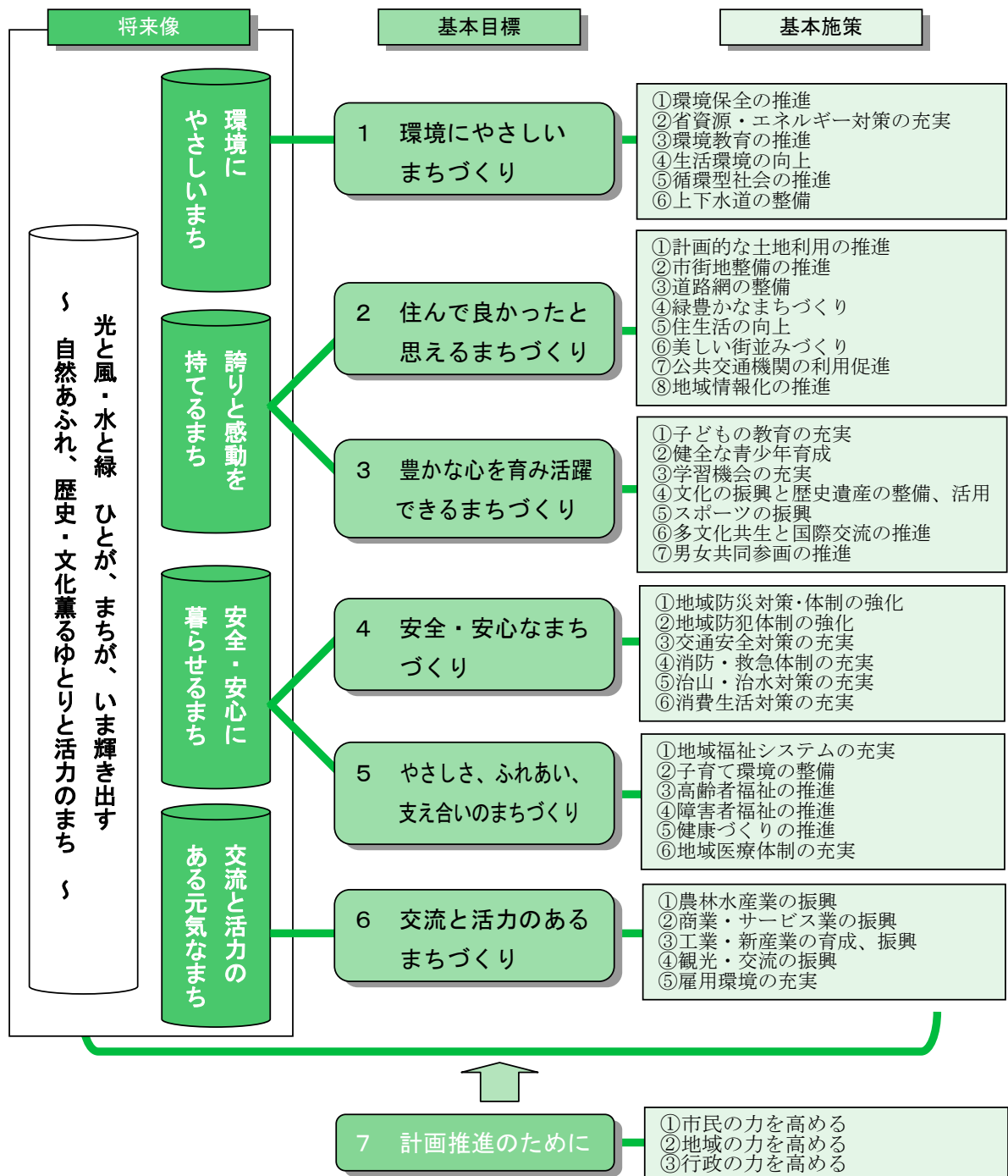
実施計画の期間は3年間とし、毎年度見直しを行う

3 施策の大綱（体系）

基本計画の構成

後期基本計画は、基本構想に掲げる「6つの基本目標」を「1章から6章」に位置づけるとともに、それらの計画を推進するための行財政運営を「7章」にて配置しています。

これら基本計画に示した主要な取組みについては、実施計画の中で、さらに具体的に取り組んでいくことになります。



4 計画の期間

後期基本計画の計画期間は、平成24年度から平成28年度までの5年間とします。

5 計画の基本理念

本市が掲げる将来像（光と風・水と緑 ひとが、まちが、いま輝き出す ～自然あふれ、歴史・文化薫るゆとりと活力のまち～）を実現するためには、市民・地域・行政の力を高め、市民と行政の協働と地域の連携により、共に手を取り合ってまちづくりを進めていくことが必要です。

このため、計画を推進し、将来像を実現するためのまちづくりの基本的な考え方・手法として、前期基本計画同様、後期基本計画においても次のような基本理念を掲げます。

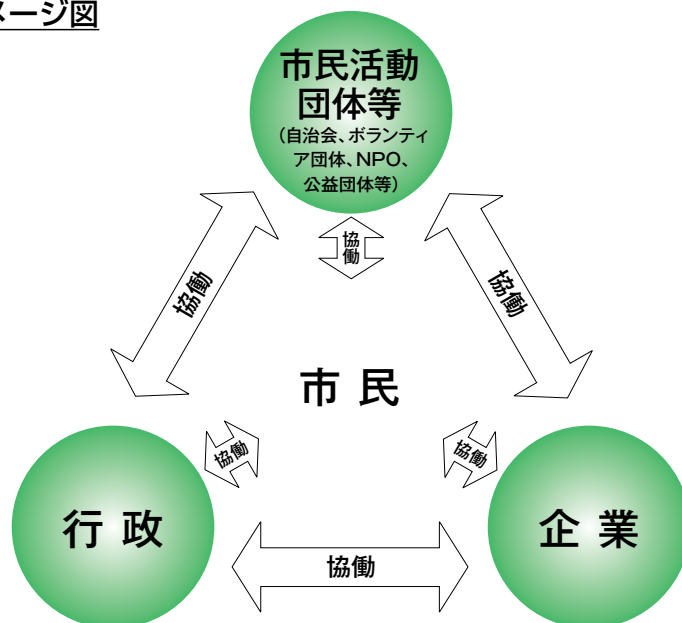
< 基本理念 >

— 協働のまちづくりによる自治の実現 —

市民と行政の「協働」のもと、市民自らが、豊かで貴重な宝を発掘し、磨き、育み、活かし、輝かせ、地域間の「交流」と「連携」を深めつつ、地域の「自主」と「自立」を育て、「真の自治」の実現を目指します。

※「真の自治」とは、地方分権*社会に対応して、自己決定と自己責任による自立した行財政運営を進めるとともに、市民が主体となり行政との協働によってまちづくりを推進する本来あるべき姿を示しています。

協働の関係イメージ図



6 計画策定の背景

1 前期基本計画の評価と検証

前期基本計画では、将来像の実現を目指し、6つの基本目標とその目標を達成する手法を示した基本施策に基づき、各分野の事業を展開してきましたが、今後のまちづくりに生かしていくため、これまでの取組みについて評価と検証を行い、その結果を今回の後期基本計画の策定に反映していく必要があります。

基本目標 1 環境にやさしいまちづくり

- 環境施策の基本となる「環境基本計画※」を策定するとともに、太陽光発電システムの公共施設への導入や市民への設置支援を行いました。
- 老朽化したごみ焼却施設の更新、整備を行いました。
- 上下水道の計画的な施設整備・管理を進めるとともに、業務の民間委託などによる経営健全化を進めてきました。

基本目標 2 住んで良かったと思えるまちづくり

- 都市基盤の整備については、国土利用計画※や都市計画マスタープラン※を策定しました。
- 遠州豊田パーキングエリア周辺や磐田駅北などの土地区画整理事業※に着手・推進するとともに、都市計画道路※や生活道路、公園の計画的な整備・管理を進めてきました。
- 公共交通については、竜洋地区において、新たにデマンド型乗合タクシー※の導入を行いました。

基本目標 3 豊かな心を育み活躍できるまちづくり

- 魅力ある学校づくりや教職員の資質向上などを進めたほか、関係団体と連携した青少年健全育成活動を実施してきました。
- 生涯学習については、家庭教育学級や公民館での講座を実施したほか、スポーツの振興を図るため、総合型地域スポーツクラブ※の育成や小学生のジュビロ磐田ホームゲーム一斉観戦などを行いました。
- 磐田市多文化交流センター※を拠点とした外国人への相談・支援や磐田市男女共同参画センター※を拠点として男女共同参画※の啓発などの事業を実施してきました。

基本目標 4 安全・安心なまちづくり

- 地域の防災力向上を図るため、各自主防災組織への支援や資機材の充実、意識啓発を推進しました。
- 小・中学校、幼稚園及び公民館などの公共施設の耐震補強を進めました。
- 市内24地区での地域防犯組織の設立など自治会や各種団体の主体的な地域防犯の取組みを支援しました。
- 高規格救急自動車の整備や救急救命士^{*}の養成を計画的に進めたほか、中東遠地域6市町の共同により中東遠消防指令センターを整備しました。
- 治山・治水対策については、久保川治水プロジェクト^{*}事業を進めるとともに、雨水排水対策施設である校庭貯留施設、大池調整池、安久路調整池の整備を行いました。
- 河川水位監視システムを導入し、水位情報をインターネットによる情報提供ができるようになりました。

基本目標 5 やさしさ、ふれあい、支え合いのまちづくり

- 地域福祉については、市内14地区において地区社会福祉協議会が設立されました。
- 子育て世代を支援するため、新たな子育て支援センター^{*}の設置、子育て相談員の派遣などを実施しました。
- 磐田南保育園及び今之浦保育園を廃止し、統合施設として、新たに民間認可のいずみ第三保育園の整備や、私立保育園の増築などへの支援を行い、定員数の増加を図りました。
- 高齢者福祉については、地域包括支援センター^{*}を市内6箇所に設置し、地域のネットワークづくりを進めました。
- 障害者福祉については、障害者の日常生活の支援や社会参加の促進のための各種サービスを提供してきました。
- 健康づくりについては、健康診査、がん検診、保健指導の実施、妊婦・乳幼児保健相談、乳幼児健康診査事業などを実施するとともに、食育^{*}活動を推進しました。
- 地域医療体制については、救命救急センター、周産期母子医療センターを整備するとともに、市立総合病院と地域医療機関との連携に向けた地域連携パス^{*}の実施や紹介率・逆紹介率の向上を進めました。
- 南部救急医療機関の整備については、平成24年度中の（仮称）磐田市急患センターの開設に向け準備を進めました。

基本目標 6 交流と活力あるまちづくり

- 農林水産業の振興については、新たな担い手の育成のため、企業の農業参入への誘導や初心者対象の農業塾を開講するなど、農業の担い手確保に向けた取り組みを行うとともに、優良な農用地を確保するため、基盤整備と併せて耕作放棄地※対策にも取り組みました。
- 商業・サービス業の振興については、「磐田は～とふる商品券」事業を開始するとともに、「ジュビロード夏まつり」や「軽トラ市※」を支援し、中心市街地のにぎわいづくりに努めました。
- 工業・新産業の育成、振興については、遠州豊田パーキングエリア周辺工業団地を中心に企業誘致を行うとともに、産業交流会や市職員による「がんばる企業応援団」の実施を通して、情報提供・情報収集に努めました。
- 観光・交流の振興では、磐田市コミュニケーションセンター※を拠点とした市内の情報発信を行いました。

基本目標 7 計画推進のために

- 市民の力を高める取り組みとして、「磐田市協働のまちづくり推進条例※」の施行や磐田市市民活動センター※の設置など体制の整備を進めるとともに、市民と行政が一緒になって事業を手掛ける協働提案事業を導入しました。
- 地域の力を高める取り組みとしては、地域の活動拠点となるコミュニティセンターを福田・豊田・竜洋地区において開所しました。
- 行政の力を高める取り組みとしては、第1次磐田市行財政改革大綱及び同実施計画を策定し、財政の健全化、公共施設への指定管理者制度※の導入などの民間活力の活用、行政組織の見直しに取り組んできました。
- 新たに平成22年度からの5年間を計画期間とする第2次磐田市行財政改革大綱を策定しました。

2 社会状況の変化

本市を取り巻く社会経済情勢は、時代と共に大きな変貌を続けており、計画策定にあたっては、その動きを背景としての確に捉えておく必要があります。

(1) 少子高齢化と人口減少社会の到来

わが国は、出生率の低下による少子化の影響で世界に例を見ない速度で少子高齢化が進行しており、それに伴い、全国の人口は減少傾向に転じています。これにより、福祉サービス需要の増大や、労働力人口の減少による経済への影響も懸念されています。このため、次代を担う若者の定住促進や子どもから高齢者まで快適に暮らせるまちづくりが急務となっています。

(2) 危機管理体制の強化

これまでも、東海地震は、いつ発生してもおかしくない状況にあり、本市では、被害想定に基づく防災・減災対策を講じてきました。しかしながら、平成23年3月に起こった東日本大震災では、これまでの想定をはるかに超えた巨大な地震・津波が発生し、一度の災害で戦後最大の人命が失われ、これまでの地震・津波対策だけでなく、原子力災害対策のあり方にまで、大きな課題を残すこととなりました。また、それ以外にも、局地的な豪雨による水害の発生や新型インフルエンザなどの感染症の流行、食品表示の偽装、巧妙な手口で行われる振り込め詐欺などの消費者問題といった市民の安全・安心を脅かす事象が発生しています。このため、防災・減災対策を始めとした危機管理体制の強化が喫緊の課題となっています。

(3) 地方分権[※]の進展

地方分権改革の進展により、国からの権限及び財源の移譲に伴い裁量権が拡大したことから、地方自治体は、自己決定と自己責任のもと、自立した行政経営に努めることが求められています。地方分権は市民の自治力の向上も求めるものであるため、まちづくりへの住民の参画に加え、地域特性を最大限活用した市民・事業者・行政の「協働」の取組みをより一層進めていくことが求められています。

(4) 激しい経済変動と地域経済への影響

日本の経済成長はバブル崩壊の後、約20年にわたり低い水準にとどまっています。加えて、米国における経済停滞と金融緩和、ギリシャ、イタリアなどユーロを導入している欧州各国の債務危機を背景にした1ドル80円を切る円高の影響を受け、その影響は中小企業だけではなく、大企業や大手金融機関までにおよび、更にエネルギー事情や再度の震災リスクなどを考慮した企業の海外移転の動きなどにより、有効求人倍率が1倍を下回る状態が続くなど、失業や給与の減少による閉塞的な状況が続いています。このため、市民生活の向上や魅力ある地域づくりを進め、雇用を拡大し、地域経済を活性化していくことが重要となっています。

(5) 地球規模で起こる環境問題

今日の大量生産、大量消費、大量廃棄を行う経済システムとそれを享受する日常生活の結果として、自然環境などへの負荷が増大することに起因する環境問題は深刻化しています。このため、環境問題の解決に向けて、産業部門や行政の努力だけでなく、市民一人ひとりが限りある資源やエネルギーの有効活用、貴重な自然環境について考え、足元からライフスタイルを見直していくことが求められます。

(6) 効率的な行政経営の必要性

長期にわたる経済情勢の低迷に伴う主な自主財源である市税収入の伸び悩み、また、少子高齢化に伴い扶助費をはじめとした福祉・医療関係の経費や老朽化した公共施設の更新・大規模修繕に係る経費の増大が予想されるなど、依然として本市の財政状況は大変厳しい状況にあるといえます。このため、財政面に限らず多方面からの検討や、職員の英知の結集や発想の転換など創意工夫に努め、少ない税収でも各分野の施策を効率的・効果的に進める必要があります。

7 計画策定の視点

本市を取り巻く状況は、「6 計画策定の背景」で示したように、前期基本計画を策定した平成17～18年度からは大きく様変わりしています。前期基本計画の成果を踏まえつつ、今後5年間のまちづくりの方向を明らかにする計画として、次の視点を基本に後期基本計画を策定します。

(1) 時代要請にかなった、新たな計画づくり

社会経済情勢や市民ニーズの変化に的確に対応した計画とするため、前期基本計画を検証する中で、現在から将来にわたり真に必要なものを見極めながら、スクラップ&ビルドの考えに基づき、計画の策定にあたります。

(2) 目標が明確で成果が評価できる計画づくり

可能な限り目標の明確化と成果指標の数値化を図り、市民にとって分かりやすい計画とします。

(3) 実現性を重視した計画づくり

限られた財源・人材などの資源を有効に活用し、計画的・効率的な行財政運営を図るため、的確な財政見通しに基づく実現性のある計画の策定を目指します。

(4) 市民と市の役割分担を明確にし、協働して取り組む計画づくり

行政と市民・団体・事業者などのそれぞれの役割分担と連携のあり方を示し、協働してまちづくりに取り組んでいくことのできる計画とします。

(5) 磐田らしさを生かした計画づくり

本市の歴史や文化、自然環境、産業などのさまざまな特長を生かし、本市の魅力を最大限に高め、活力を引き出せるよう、磐田らしさを持った計画とします。

第2部 後期基本計画

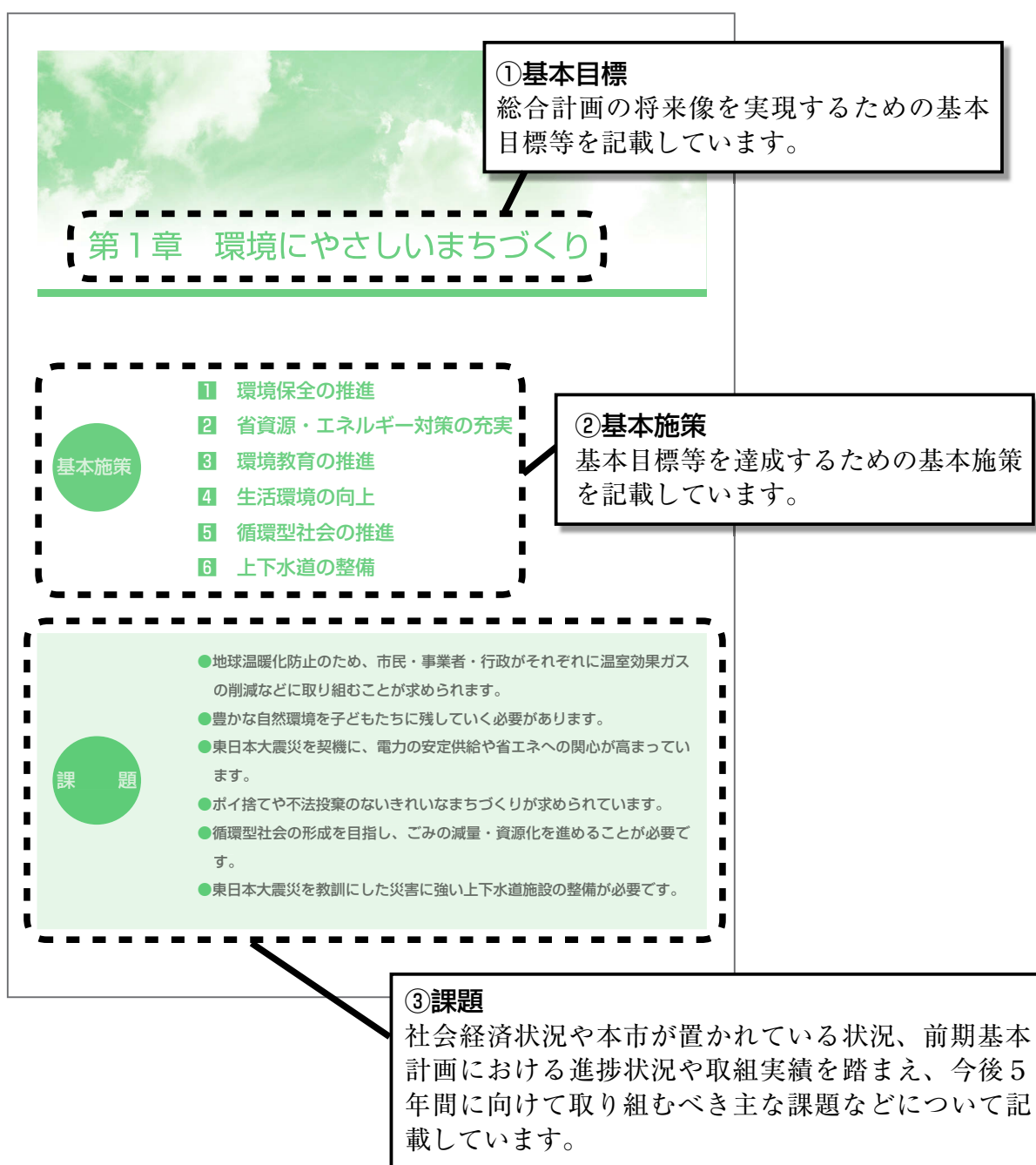
(H24～H28)

- 1 環境にやさしいまちづくり
- 2 住んで良かったと思えるまちづくり
- 3 豊かな心を育み活躍できるまちづくり
- 4 安全・安心なまちづくり
- 5 やさしさ、ふれあい、支え合いのまちづくり
- 6 交流と活力のあるまちづくり
- 7 計画推進のために

計画書の構成

各章は複数の基本施策で構成されており、基本施策ごとの内容は次の項目から成り立っています。

(1) 章のとびらのページ



(2) 各章の5年間に力を入れて取り組むことのページ

第1章

環境にやさしいまちづくり

5年間に力を入れて取り組むこと

5年間に力を入れて取り組むこと
各基本目標において、計画期間の5年間に取り組む重要・重点事業を記載しています。

重点事業
1

メガソーラー*の誘致について検討します

電気事業者などが設置する大規模太陽光発電所（メガソーラー）の誘致について検討を進めます。

(3) 各章の基本施策のページ

第1章

環境にやさしいまちづくり

基本施策

①基本施策名
各章の目標の達成に向けて取り組む基本施策名を記載しています。

第1章 基本施策1 環境保全の推進

施策と主な取組み

- 1

地球環境の保全に努めます

市民や事業者による主体的な地球温暖化防止のため、地球温暖化対策実行計画*に基づき電動推進、ライトダウンキャンペーンなどを進めます。
- 2

身近な自然環境の保全を推進します

身近な緑・水などの自然環境や多様な生態系を次世代に引き継いでいくため、蒲刈谷沼や磐田原台地斜面の森林、遠州灘海岸などの自然環境の保全や絶滅の恐れのあるベッコウトンボをはじめとした野生動植物の保護に努めます。
- 3

良好な生活環境づくりに努めます

市民の良好な生活環境を保全するため、大気状況を監視するとともに、事業者などに対して、実施します。

②施策と主な取組み
各基本施策の目標を達成するために、重点的に取り組む主要な施策と主要な取組みを示しています。

③協働の考え方
各基本施策の目標を達成するために、市民、団体・事業者、磐田市の各主体に期待される主な役割について記載しています。

協働の考え方

自然環境への関心を高め、日常生活での環境への負荷を軽減します。

市民

環境負荷の低減に配慮した事業活動を推進します。

団体・事業者

自然環境の保全に向けた広報活動と公害発生源の監視・抑止を行います。

行政

(4) 各章の指標・目標値 一覧のページ

第1章

環境にやさしいまちづくり

指標・目標値 一覧

指標・目標値 一覧
各章の巻末に、基本施策ごとに、指標と目標値の策定時から現状、目標年度までの数値と指標の定義についての説明を記載しています。

指標名	策定時 (H19)	現状 (H22)	目標値 (H28)	指標の定義
基本施策1 環境保全の推進				
公害苦情の発生件数	125件	89件	60件	家庭における野外焼却への苦情を含めた公害苦情の発生件数/年
ベッコウトンボ※定量調査発生数	97頭	109頭	200頭	毎年4月29日と5月3日に自然保護団体(桶ヶ谷沼を考える会と野路会)により実施されているベッコウトンボの個体数調査で確認された頭数。
基本施策2 省資源・エネルギー対策の充実				
太陽光発電売電契約世帯	764世帯	1,800世帯	4,800世帯	住宅用太陽光発電システムを設置し、電力会社と売買契約を結んでいる世帯数(累計)
基本施策3 環境教育の推進				
アース・キッズ事業※参加小学生の人数	114人	215人	400人	実践型環境活動であるアース・キッズ事業に参加している小学生の数
環境保全団体の登録件数	15件	17件	20件	環境活動をしている団体の登録件数

(5) 用語解説のページ

用語解説

用語解説

用語解説
巻末に計画書で使用している難解な語句(計画書の文中の「※印」のついている語句)についての説明を記載しています。

用語	解説
アース・キッズ事業	子どもたちがリーダーとなって、家庭で地球温暖化防止に取り組む実践型教育プログラムのこと。小学校高学年が対象で、総合的な学習の時間などの授業内容との連携を図りながら、各小学校と静岡県地球温暖化防止活動推進センター、静岡県、各市町が連携・協力して実施する。子どもたちにセンターが作成したチャレンジ冊子を活用しながら、2週間家庭でエネルギー消費量チェックの取組みをしてもらい、省エネルギーの意識啓発を図る事業。
愛玩動物	ペット(一般的には愛玩を目的として飼育される動物)のこと。
移動市長室	市長室を一日各支所におき、市長自らが支所に向き、会議や打合せ、団体との懇談などの執務を支所で行うもの。
一般財源	その使途が特定されずどのような経費にも使用できる財源をいい、地方税、地方譲与税、地方交付税などのこと。なお、一般財源のうち、毎年度連続して経常的に収入があるものを経常一般財源という。
一般廃棄物総発生量	家庭から出る1年間のごみ(資源ごみを含む)の総発生量
磐田市桶ヶ谷沼ビジターセンター	桶ヶ谷沼の自然環境を保全するとともに、自然環境や自然を利用した体験学習活動を行い、自然保護意識の啓発を図ることを目的に設置。桶ヶ谷沼での保全活動・調査研究・教育研修活動・情報発信の拠点として利用されている。場所は、磐田市岩井。
磐田市学習交流センター	市民の憩い、ふれあい、学びの場として、天平のまち3階に設置。平成24年5月開設予定。学習室、くつろぎ・憩いコーナー、ふれあい交流コーナーを備える。
磐田市協働のまちづくり推進条例	協働のまちづくりの推進に関する基本理念及び基本となる事項を定め、市民、市民活動団体、事業者及び市の役割並びに相互の関係を明らかにして協働のまちづくりの推進を図り、もってよりよい地域社会の実現に寄与することを目的に平成21年に制定(平成21年磐田市条例第2号)。

第1章 環境にやさしいまちづくり

基本施策

- 1 環境保全の推進
- 2 省資源・エネルギー対策の充実
- 3 環境教育の推進
- 4 生活環境の向上
- 5 循環型社会の推進
- 6 上下水道の整備

課題

- 地球温暖化防止のため、市民・事業者・行政がそれぞれに温室効果ガスの削減などに取り組むことが求められます。
- 豊かな自然環境を子どもたちに残していく必要があります。
- 東日本大震災を契機に、電力の安定供給や省エネへの関心が高まっています。
- ポイ捨てや不法投棄のないきれいなまちづくりが求められています。
- 循環型社会の形成を目指し、ごみの減量・資源化を進める必要があります。
- 東日本大震災を教訓にした災害に強い上下水道施設の整備が必要です。

第1章

環境にやさしいまちづくり

5年間に力を入れて取り組むこと

重点事業

1

メガソーラー※の誘致について検討します

電気事業者などが設置する大規模太陽光発電所（メガソーラー）の誘致について検討を進めます。

重点事業

2

省エネルギーを啓発・推進します

市役所としてエコアクション21※に取り組むだけでなく、市内企業などへの取得支援・啓発を行うとともに、家庭の太陽光発電システム導入への支援を行います。

重点事業

3

老朽化した水道管路の更新と耐震化を進めます

将来予想される東海地震など、自然災害時にも市民生活に不便をきたさないよう、老朽化した管路の更新及び耐震化を計画的に進めます。

重点事業

4

下水道処理施設、下水道管路施設の耐震化を進めます

将来予想される東海地震など、自然災害時にも市民生活に不便をきたさないよう、下水道処理施設、下水管路施設の耐震化を進めます。



桶ヶ谷沼ザリガニ釣り



打ち水大作戦



緑のカーテン

第1章

環境にやさしいまちづくり

基本施策

第1章 基本施策1 環境保全の推進

施策と主な取り組み

1 地球環境の保全に努めます

市民や事業者による主体的な地球温暖化防止対策の実践活動を継続・発展させていくため、地球温暖化対策実行計画*に基づき電動アシスト自転車や公共交通機関の利用の推進、ライトダウンキャンペーンなどを進めます。

2 身近な自然環境の保全を推進します

身近な緑・水などの自然環境や多様な生態系を次世代に引き継いでいくため、桶ヶ谷沼や磐田原台地斜面の森林、遠州灘海岸などの自然環境の保全や絶滅の恐れのあるベッコウトンボ*をはじめとした野生動植物の保護に取り組みます。

3 良好な生活環境づくりに努めます

市民の良好な生活環境を保全するため、大気や河川水の汚染状況などの生活環境の状況を監視するとともに、事業者などに対して、規制・指導・実態調査・啓発活動などを

協働の考え方

自然環境への関心を高め、日常生活での環境への負荷を軽減します。

市民

環境負荷の低減に配慮した事業活動を推進します。

団体・事業者

自然環境の保全に向けた広報活動と公害発生源の監視・抑止を行います。

行政

第1章 基本施策2 省資源・エネルギー対策の充実

施策と主な取り組み

1 再生可能エネルギー*の活用を促進します

太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーの普及を進めるため、公共施設への太陽光発電システムの導入や各家庭への太陽光発電システムの導入に対する支援を行うとともに、企業などにおける再生可能エネルギーの導入についても支援します。

また、大規模太陽光発電所（メガソーラー*）の誘致やバイオマス*エネルギーの活用について検討・研究します。

省エネルギーを推進します

2

省資源・省エネルギー思想を広く浸透させていくため、市役所としてエコアクション21※に取り組むとともに、市内企業への取得支援や啓発を行います。
また、電力不足などに対応するため、節電対策等の取組みを進めます。

協働の考え方

環境に配慮した製品の使用や省エネルギー型の生活スタイルへの転換を心がけます。

市民

省エネルギーの推進や再生可能エネルギーシステムの導入を進めます。

団体・事業者

率先して省資源・省エネルギーに取り組み、市民や事業者の再生可能エネルギー導入の支援を行います。

行政

第1章 基本施策3 環境教育の推進

施策と主な取組み

環境教育活動を推進します

1

環境保全に対する市民意識の向上を図るため、子どもたちを対象とした自然観察教室の開催や各家庭で実践できるアース・キッズ事業※の実施、学校における緑のカーテン事業※など、地域や家庭における環境学習を推進します。
また、磐田市桶ヶ谷沼ビジターセンター※において、桶ヶ谷沼の保全活動や自然体験学習活動を実施し、市内外に向けて自然を守る大切さを発信します。

環境保全の啓発活動を推進します

2

環境に対する市民や団体などの自発的な活動を促進するため、活動発表会や意見交換会などの開催を通して、自然環境の保全活動を行う団体間のネットワークの構築を支援するとともに、広く情報発信を行います。

協働の考え方

環境保全活動や環境学習活動へ積極的に参加します。

市民

関係団体との連携を図り、活動の輪を広げます。

団体・事業者

環境学習の機会を提供するとともに、環境保全活動に関わる団体への支援や活動の場を提供します。

行政

第1章 基本施策4 生活環境の向上

施策と主な取組み

環境美化活動を推進します

- 1 道路や河川などの清掃や草刈などの環境美化活動に、行政・市民・事業者など市全体で取り組むため、全市一斉環境美化行動の実施やまち美化パートナー制度※を活用した環境美化行動、不法投棄監視活動を支援・推進します。

愛玩動物※の適正飼育を推進します

- 2 飼い犬や飼い猫の飼育マナーの向上のため、飼い主への意識啓発、狂犬病の予防接種を実施するとともに、動物愛護思想の普及啓発を進めます。

火葬場及び霊園の整備と適正管理を推進します

- 3 駒場霊園の整備や既存の火葬場及び霊園の適正な維持管理を行うとともに、将来の安定的な運用を見据えた設備の充実策について検討を進めます。

協働の考え方

地域がきれいになるよう美化行動などへの参加・協力に努めます。愛玩動物の飼い主は責任を自覚し、マナーを守ります。

市民

市民と一体となって住みよい居住環境の保全活動に取り組みます。

団体・事業者

市民や団体などの自主的活動を積極的に支援します。愛玩動物の飼い主へ適正飼育の啓発活動を行います。

行政

第1章 基本施策5 循環型社会※の推進

施策と主な取組み

ごみの減量化を推進します

- 1 廃棄物の減量化を進めるため、市民への分別や再利用、マイバッグ※の持参の徹底、事業者への過剰包装の自粛、レジ袋の削減要請など、ごみを出さない意識を育てます。

資源化（リサイクル）を推進します

- 2 市民のリサイクル活動を推進するため、休日の資源ごみ集積所の開設や資源集団回収活動などへの支援を行います。

廃棄物の適正な処理を推進します

- 3 廃棄物を適正に処理するため、効率的なごみ収集の実施、磐田市クリーンセンター※及び最終処分場の適正管理を進めます。

協働の考え方

ごみの分別や排出のルールを守り、ごみの発生抑制とリサイクルに取り組みます。

市民

法令を遵守し、ごみの減量やリサイクルを進めます。

団体・事業者

ごみの分別方法の周知と、排出しやすい環境を整え、資源化を進めます。

行政

第1章 基本施策6 上下水道の整備（上水道）

施策と主な取組み

経営の健全化を進めます

- 1 健全経営を維持するため、業務の民間委託や受水点※の集約化などによる経費の節減と有料広告事業の実施や水道料金の定期的な見直しなどによる収入確保を進めます。

安心、安定的な給水を確保します

- 2 安心しておいしく飲める水を安定的に供給するため、原水水質に応じた浄水処理の実施や水道水の水質管理を徹底するとともに、鉛製給水管の更新を進めます。

災害対策を推進します

- 3 将来予想される東海地震など、自然災害時にも市民生活に不便をきたさないよう、老朽化した管路の更新及び耐震化などを計画的に進めます。

協働の考え方

水資源の大切さを認識し、適切に水を使用します。

市民

ビルやマンションなどの貯水槽水道施設を適正に管理します。

団体・事業者

健全な経営と、安全で良質な水の安定供給を進めます。

行政

第1章 基本施策6 上下水道の整備（下水道）

施策と主な取組み

1 公共下水道の整備を進めます

1

快適な生活環境の確保と公共用水域*の水質保全を図るため、公共下水道*の計画的な整備を推進し、処理区域の拡大を図るとともに、既設下水道施設の計画的な改修・修繕を進めます。

また、平成27年度に県から移行される天竜川左岸流域下水道*事業の引継ぎの準備を進めます。

2 公共下水道などの普及促進を進めます

2

公共下水道などの整備区域内では、下水道未接続世帯の早期接続を促進するとともに、整備区域外では合併処理浄化槽*の設置を促進します。

3 災害対策を推進します

3

将来予想される東海地震など、自然災害時にも市民生活に不便をきたさないよう、下水道処理施設、下水管路施設の耐震化を進めます。

4 し尿処理施設の長寿命化*を進めます

4

衛生プラントの長寿命化のため、計画的な改修を進めます。

協働の考え方

公共下水道への接続または合併処理浄化槽の設置により、生活排水を川に流さないようにします。

市民

排出する処理水の管理を徹底し、水質基準を遵守します。

団体・事業者

下水道や合併処理浄化槽の普及を促進し、施設整備を進めます。

行政

第1章

環境にやさしいまちづくり

指標・目標値 一覧

基本施策1 環境保全の推進

指標名	策定時 (H19)	現状 (H22)	目標値 (H28)	指標の定義
公害苦情の発生件数	125件	89件	60件	家庭における野外焼却への苦情を含めた公害苦情の発生件数/年
ベッコウトンボ [*] 定量調査発生数	97頭	109頭	200頭	毎年4月29日と5月3日に自然保護団体（桶ヶ谷沼を考える会と野路会）により実施されているベッコウトンボの個体数調査で確認された頭数。

基本施策2 省資源・エネルギー対策の充実

指標名	策定時 (H19)	現状 (H22)	目標値 (H28)	指標の定義
太陽光発電売電契約世帯	764世帯	1,800世帯	4,800世帯	住宅用太陽光発電システムを設置し、電力会社と売買契約を結んでいる世帯数（累計）

基本施策3 環境教育の推進

指標名	策定時 (H19)	現状 (H22)	目標値 (H28)	指標の定義
アース・キッズ事業 [*] 参加小学生の人数	114人	215人	400人	実践型環境活動であるアース・キッズ事業に参加している小学生の数
環境保全団体の登録件数	15件	17件	20件	環境活動をしている団体の登録件数

基本施策4 生活環境の向上

指標名	策定時 (H19)	現状 (H22)	目標値 (H28)	指標の定義
全市一斉環境美化活動への参加者数	22,910人	22,557人	25,000人	環境美化の日 [*] （6月第1日曜日）の参加者数
河川愛護活動参加団体数	194団体	212団体	230団体	河川愛護活動実施団体数

基本施策5 省資源・エネルギー対策の充実

指標名	策定時 (H19)	現状 (H22)	目標値 (H28)	指標の定義
一人一日当たりごみ排出量	784g	710g	682g	一般廃棄物総排出量 [*] /365日/人口

基本施策6 上下水道の整備（上水道）

指標名	策定時 (H19)	現状 (H22)	目標値 (H28)	指標の定義
営業収支比率	117.1%	110%	118%	営業収益/営業費用
管路耐震化率（口径75mm以上）	23%	25%	35%	耐震化施設（延長）/供用施設（延長）

基本施策6 上下水道の整備（下水道）

指標名	策定時 (H19)	現状 (H22)	目標値 (H28)	指標の定義
汚水処理人口普及率	72.8%	81.7%	89.1%	し尿・生活雑排水の処理人口（公共下水道 [*] +農業集落排水 [*] +合併処理浄化槽 [*] ）/住民基本台帳登録人口

磐田の美しい環境を守る



マガモ



ベッコウトンボ

第2章 住んで良かったと思えるまちづくり

基本施策

- 1 計画的な土地利用の推進
- 2 市街地整備の推進
- 3 道路網の整備
- 4 緑豊かなまちづくり
- 5 住生活の向上
- 6 美しい街並みづくり
- 7 公共交通機関の利用促進
- 8 地域情報化の推進

課題

- 災害や自然環境にも配慮した土地利用の誘導が必要です。
- 住みたいまちとして選ばれる市街地整備が求められています。
- 災害に強い橋梁、道路など施設の安全性の確保が必要です。
- 市民の憩いの場となる緑地の保全や維持管理が必要です。
- 安全で快適な住環境づくりが求められています。
- 歴史的な景観を残しつつ、環境と調和した美しい景観のまちづくりが必要です。
- 利便性の高い公共交通の再構築と交通の拠点が必要です。
- 情報基盤格差を解消し、地域の情報化を進めることが必要です。

第2章

住んで良かったと思えるまちづくり

5年間に力を入れて取り組むこと

重点事業

5

磐田駅北口広場を整備します

交通結節点※としての機能強化を図り、駅利用者の利便性の向上を図るため、磐田駅北口広場の整備を進めます。

重点事業

6

土地区画整理事業※を進めます（新貝・鎌田第一・豊岡駅前土地区画整理事業）

良好な市街地を確保し、定住人口の増加を図るため、新貝・鎌田第一・豊岡駅前の土地区画整理事業を進めます。

重点事業

7

JR新駅の設置を進めます

市東部地域における土地区画整理事業や周辺の土地利用との整合を図りつつ、地域の核となるJR新駅の設置を進めます。

重点事業

8

橋梁の耐震化・長寿命化※を進めます

老朽化した橋梁の機能延伸を図るため、耐震工事や長寿命化計画※に基づき、計画的に修繕・整備を進めます。

重点事業

9

自主運行バスの見直しを進めます

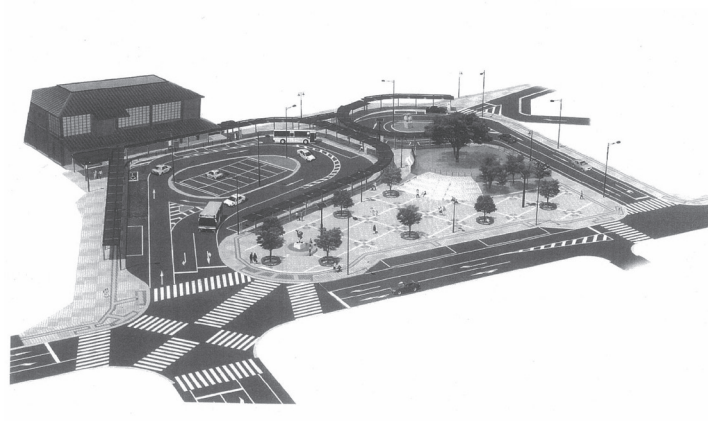
自主運行バスの運行を段階的に見直し、デマンド型乗合タクシー※など、地域の実情にあった持続可能な新たな公共交通の導入を進めます。

重点事業

10

光ファイバ網※の拡大を進めます

市域におけるブロードバンドサービス※が利用できる環境を整備するため、光ファイバ網の拡大を進めます。



磐田駅北口広場イメージ図

第2章

住んで良かったと思えるまちづくり

基本施策

第2章 基本施策1 計画的な土地利用の推進

施策と主な取り組み

計画的な土地利用を推進します

- 1 快適で暮らしやすいまちづくりを進めるため、国土利用計画*や都市計画マスタープラン*などに基づいた計画的な土地利用を推進するとともに、秩序ある土地利用の誘導を図ります。

災害に強い土地利用を進めます

- 2 災害を考慮した安全性の高い土地利用を推進するため、市街地の密集地域については、道路や公園などのオープンスペースの整備や建物の更新に合わせた耐震化・不燃化を促進し、防災性の高い土地利用を誘導します。
また、市街化調整区域*においては、市街化により下流域の水害危険性が高まる区域、水源の涵養などからみて保全が必要な区域の市街化の抑制や土砂災害などのおそれがある区域の開発を抑制します。

3 地籍調査*を推進します

- 3 市内の地籍の明確化を図るため、地籍調査を計画的に進めます。

協働の考え方

土地利用に関するルールを守り、土地利用を行います。

市民

土地利用に関するルールを守り、土地利用を行います。

団体・事業者

適正な土地利用が図られるように、指導助言を行います。

行政

第2章 基本施策2 市街地整備の推進

施策と主な取り組み

磐田駅周辺整備を推進します

- 1 周辺の住環境整備と利便性の向上、健全な市街地形成を図るため、磐田駅北土地区画整理事業と北口広場の整備を推進します。

新市街地整備を推進します

- 2 優良な宅地を確保し、定住人口の増加を図るため、新貝・鎌田第一・豊岡駅前土地区画整理事業を推進します。

協働の考え方

土地区画整理事業などのまちづくりに積極的に参画します。

市民

土地区画整理事業などのまちづくりに協力します。

団体・事業者

地域住民など市民の意向を踏まえながら、事業を推進します。

行政

第2章 基本施策3 道路網の整備

施策と主な取り組み

主要幹線道路の整備を進めます

- 1 広域圏の交通の円滑化と合併により広がった市域の交流・連携を高めるため、主要道路の整備を計画的に進めるとともに、南部地域の南北軸の道路については、防災の視点からも活用可能な整備を検討します。
また、個々の路線区間について必要性、効果を検証し、都市計画道路*の見直しを行います。

生活道路の維持・管理を推進します

- 2 安全な交通環境を確保するため、計画的に生活道路の維持補修や橋梁の耐震化・長寿命化*を進めるとともに、市民、団体、事業者などとの協働による維持管理を推進します。

協働の考え方

まち美化パートナー*の活動に積極的に参加します。

市民

まち美化パートナーの活動に協力します。

団体・事業者

優先的整備路線を決定し、早期整備を図ります。また、まち美化パートナーなどの自主的活動を活動を支援します。

行政

第2章 基本施策4 緑豊かなまちづくり

施策と主な取組み

緑地の保全及び緑化を推進します

- 1 緑の基本計画※に基づき、市民の理解と協力を得て、緑化や花いっぱい運動を進めるとともに、必要に応じて緑地保全地域※や風致地区※の指定を検討するなど、市内に残る良好な緑地の保全に取り組みます。
また、緑の普及と緑化意識の高揚を図るため、財団法人静岡県グリーンバンク※などの事業を活用した緑化推進委員会や花の会などの市民活動を支援します。

計画的な公園整備・維持管理を推進します

- 2 市街地緑化の向上や憩い空間、ふれあいの場、災害時の避難地の確保を図るため、市民との協働により（仮称）中泉公園の整備を進めます。
また、利用者が安心・安全に利用できるよう、公園施設の適正な維持管理・計画的な修繕を進めるとともに、まち美化パートナー制度※などによる効率的な維持管理を推進します。

協働の考え方

まち美化パートナーの活動に積極的に参加します。また、地域の緑化推進に努めます。

市民

まち美化パートナーの活動に協力します。また、地域の緑化推進に協力します。

団体・事業者

緑化推進に関する市民の活動を支援します。また、緑地・公園の整備・維持管理を推進します。

行政

第2章 基本施策5 住生活の向上

施策と主な取組み

安定した市営住宅※の供給を進めます

- 1 市営住宅の安定した供給を継続するため、再開発住宅※の有効利用を図るとともに、民間住宅の借り上げ型公営住宅や家賃補助などについて検討します。
また、市営住宅の長寿命化を図るため、計画的な補修・修繕を推進します。

快適な住環境の維持・形成を図ります

- 2 快適な居住環境の維持、保全を図るため、住民などとの合意形成を図りながら、地区計画※や建築協定※の導入を検討します。

協働の考え方

地区計画、建築協定についての理解を深め、快適な住環境となるよう地域のルールを遵守します。

市民

周辺の住環境に配慮した事業を行います。

団体・事業者

市営住宅の安定供給を推進します。また、地区計画や建築協定の取組みを推進します。

行政

第2章 基本施策6 美しい街並みづくり

施策と主な取組み

景観に配慮したまちづくりを進めます

- 1 地域の自然、歴史、文化などを活かした魅力ある景観の形成を進めるため、景観法※に基づく景観計画※の策定を進めます。
また、良好な景観を形成していくため、屋外広告物への適切な指導を行います。

協働の考え方

景観への理解を深めるとともに、良好な景観の保全や形成に努めます。

市民

景観に配慮したまちづくりに協力し、良好な景観の保全や形成に努めます。

団体・事業者

市民の理解を深めるため、景観まちづくりの情報発信を行います。また、市民参画のもと、景観計画の策定を推進します。

行政

第2章 基本施策7 公共交通機関の利用促進

施策と主な取組み

公共交通の充実を図ります

- 1 交通弱者に対する効果的で継続性の高い公共交通手段を確保するため、自主運行バスの見直しやデマンド型乗合タクシー※の運行、生活バス路線や天竜浜名湖鉄道への支援を行います。

交通拠点の整備、充実を図ります

- 2 鉄道や公共交通の拠点の整備・充実を図るため、市東部地域へJ R新駅の設置を進めます。
また、J R新駅の利用を促進するため、駐車場・駐輪場の整備など新駅周辺の一体的整備とバスなどの利用促進策を検討します。

協働の考え方

積極的に公共交通を利用します。

市民

通勤などにおいて、積極的な公共交通の利用を奨励します。

団体・事業者

公共交通に対する市民ニーズを把握し、必要とされる交通サービスの導入を進めます。また、民間バス事業者などへの支援を行います。

行政

第2章 基本施策8 地域情報化の推進

施策と主な取組み

1 利便性の高い行政サービスを推進します

- 1 市民が安心して、快適に日常生活を営む上で必要となるさまざまな情報を的確に提供するため、ホームページや「いわたホッとライン※」の情報内容を充実させ、その利用の促進を進めます。

2 情報基盤の整備を促進します

- 2 地域における情報基盤格差の是正を図るため、光ファイバ網※の拡大を進めます。また、高齢者や外国人に対してホームページやメール配信サービスの利用しやすい環境の整備を図るため、ホームページの改善や英語やポルトガル語などによるメール配信サービスなどへの対応を進めます。

協働の考え方

市民ニーズに関する情報を提供し、積極的にパソコンや携帯電話を利用し、情報を入手します。

市民

情報通信技術を有効活用し、積極的な情報提供に努めます。

団体・事業者

市民が必要とする情報を的確に得られるシステムを整備します。地域間の情報基盤格差の解消に努めます。

行政

第2章

住んで良かったと思えるまちづくり

指標・目標値 一覧

基本施策1 計画的な土地利用の推進

指標名	策定時 (H19)	現状 (H22)	目標値 (H28)	指標の定義
地籍調査*の推進	-	79.13%	81.00%	調査済面積／調査面積

基本施策2 市街地整備の推進

指標名	策定時 (H19)	現状 (H22)	目標値 (H28)	指標の定義
土地区画整理事業*整備率	17.5%	19.4%	20.1%	土地区画整理事業整備済面積／市街化区域*面積等

基本施策3 道路網の整備

指標名	策定時 (H19)	現状 (H22)	目標値 (H28)	指標の定義
幹線道路整備率	13%	64%	90%	執行済事業費／総事業費
まち美化パートナー*制度（道路）合意件数	21件	153件	180件	まち美化パートナー制度（道路）の合意件数

基本施策4 緑豊かなまちづくり

指標名	策定時 (H19)	現状 (H22)	目標値 (H28)	指標の定義
一人当たりの都市公園*面積	6.35㎡	6.77㎡	7.63㎡ (134.7ha)	市民一人当たりの都市公園の供用面積（ ）内は、都市公園の供用面積
まち美化パートナー制度（公園）合意件数	0件	42件	57件	まち美化パートナー制度（公園）の合意件数

基本施策5 住生活の向上

指標名	策定時 (H19)	現状 (H22)	目標値 (H28)	指標の定義
新設住宅戸数（累計）	-	2,715戸	6,945戸	H19～H28の新設住宅戸数の累計（建て替えを含む）
住宅系土地利用事業*の面積（累計）	-	165,070㎡	331,070㎡	H19～H28の住宅系土地利用事業の承認面積の累計

基本施策6 美しい街並みづくり

指標名	策定時 (H19)	現状 (H22)	目標値 (H28)	指標の定義
景観計画*の策定件数	-	0件	2件	景観計画の策定件数

基本施策7 公共交通機関の利用促進

指標名	策定時 (H19)	現状 (H22)	目標値 (H28)	指標の定義
収支率	7.1%	6.0%	30.0%	運賃収入／自主運行バス、デマンド型乗合タクシー*などの運行経費

基本施策8 地域情報化の推進

指標名	策定時 (H19)	現状 (H22)	目標値 (H28)	指標の定義
メール配信システム登録者数	7,640件	22,153件	25,000件	「いわたホッとライン*」の登録者数
ホームページアクセス件数	147万件	280万件	330万件	市民などが磐田市のホームページへアクセスした件数／年

新たな取組み



デマンド (予約) 型タクシー



まち美化パートナー

第3章 豊かな心を育み活躍できるまちづくり

基本施策

- 1 子どもの教育の充実
- 2 健全な青少年育成
- 3 学習機会の充実
- 4 文化の振興と歴史遺産の整備、活用
- 5 スポーツの振興
- 6 多文化共生と国際交流の推進
- 7 男女共同参画の推進

課題

- 子どもの「生きる力」を育む教育が求められています。
- いじめや不登校などに対しては、引き続き生徒指導や教育相談体制の充実に努める必要があります。
- 学校や家庭、地域が連携した子どもの健全育成が必要となっています。
- 市民一人ひとりが自主的に学べる環境づくりが必要です。
- 市民による文化・芸術活動の促進や後継者の育成が求められています。
- 地域伝統文化や文化財などの保全・整備・活用を進めることが必要です。
- 市民のだれもが気軽にスポーツができる環境づくりが必要です。
- 外国人の自立支援や多文化共生の意識を高めることが求められています。
- 女性の社会参加の促進や男女共同参画の意識を高めることが必要です。

第3章

豊かな心を育み活躍できるまちづくり

5年間に力を入れて取り組むこと

重点事業

11

小中一貫教育※を研究・推進します

地域に根ざし、地域の特性を活かした小中一貫教育の実施に向けて、試行校を指定し実施するなど、その取組みを進めます。

重点事業

12

豊岡東幼・豊岡北幼、豊岡東小・豊岡北小の統合を進めます

適正な園規模、学級規模の確保による幼児教育の推進や複式学級の解消、適正規模学級の実現のため、豊岡東幼稚園と豊岡北幼稚園、豊岡東小学校と豊岡北小学校の統合を進めます。

重点事業

13

幼稚園・保育園の再編計画の策定を進めます

園規模の適正化を図り、保護者にとって利用しやすい環境を整備するため、幼稚園・保育園再編計画の策定を進めます。

重点事業

14

学習交流センターを開設・運営します

新たな市民の憩い、ふれあい、学びの場として、天平のまち3階に磐田市学習交流センター※を開設します。

重点事業

15

豊岡総合センターの整備プランについて検討します

豊岡総合センターについて、市北部地域の拠点として、新たな整備プランについての検討を進めます。

重点事業

16

市民文化会館などの整備プランについて検討します

市民文化会館及び文化振興センターについて、市の文化・芸術の拠点として、新たな整備プランについての検討を進めます。

重点事業

17

磐田の歴史や文化を活用し郷土への理解を深めます

郷土への愛着と理解を深めるため、児童生徒を対象にした歴史教室やふるさと歴史探検隊などの体験学習を行うとともに、資料の一般公開や企画展を実施します。

重点事業

18

スポーツ・芸術文化活動を通じた子どもの育成を支援します

子どもの豊かな心の育成を図るため、ジュビロ磐田などのスポーツ資源を活かした小学生のホームゲーム一斉観戦や子どもたちの文化・芸術活動などへの支援を行います。



ジュビロホームゲーム小学校一斉観戦

第3章

豊かな心を育み活躍できるまちづくり

基本施策

第3章 基本施策1 子どもの教育の充実

施策と主な取り組み

魅力ある学校（園）づくりを推進します

1

家庭や地域に信頼される学校（園）づくりを進めるため、幼保・幼小及び中高連携を進めるとともに、市内の中学校区単位で、地域の特色を活かした小中一貫教育※を研究・推進します。

また、学校協議会の開催や学校の自己評価結果の公表など開かれた学校づくりや学校農園などに取り組む特色ある学校づくり、キャリア教育の充実を支援します。

個に応じた支援・指導を推進します

2

一人ひとりへのきめ細かな指導を進めるため、ふるさと先生制度※の実施、教職員に対する各種研修などを実施します。

また、いじめや不登校、特別支援教育※、外国人児童生徒などの個別のニーズに対応できる支援体制の確立を進めます。

国際性を培い、体験を重視する教育を推進します

3

国際社会をたくましく生き抜く力を身に付けるため、コミュニケーション能力を高める活動や日本・地域の文化・伝統を大切にしたい体験学習に加え、中学生の広島平和記念式典への派遣を行い、企業と連携した中学生の海外派遣などを研究・検討します。

幼児教育の充実を図ります

4

適正な園規模、学級規模の確保による幼児教育の推進を図るため、豊岡東・豊岡北幼稚園の統合を進めるとともに、保護者にとって利用しやすい環境となるよう、幼保一体化などについて検討し、幼稚園・保育園再編計画の策定を進めます。

また、保護者の多様なニーズに対応するため、私立幼稚園への支援を行います。

学校給食の充実を図ります

5

安全で安心な学校給食の提供を推進するため、地場農産物の利用とアレルギーへの対応を進めます。また、単独調理場の見直し・給食センター化など施設の効率的な運営方法について検討します。

学校施設の適正配置と整備を進めます

6

複式学級の解消や適正規模学級の実現のため、豊岡東・豊岡北小学校の統合を進めます。また、園児・児童・生徒がより安全で良好な環境で学校（園）生活を送ることができるよう、また、災害時には地域住民の避難所としての機能を果たせるよう、園舎・校舎や屋内運動場などの計画的な改修・修繕を進めるとともに、施設の耐震化を行います。

7 学校（園）の防災体制を充実します

自らの安全を確保する判断力や行動力を身に付けさせるため、防災訓練などを通じた防災教育を進めます。

また、各学校（園）においては、避難計画の策定や「学校防災マニュアル」の評価と検証を行うとともに、教職員の防災訓練を行うなど防災体制の充実を進めます。

協働の考え方

学校の教育活動へ理解を深め、特色ある学校づくりを支援します。

市民

体験学習を受け入れるなどの協力や地場農産物の学校給食への提供を行います。

団体・事業者

児童生徒の学力向上と心の育成を進めます。また、教育環境の整備と教職員の資質向上を進めます。

行政

第3章 基本施策2 健全な青少年育成

施策と主な取組み

1 家庭の教育力の向上を図ります

妊娠期にある親や、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する講座・講演会のメニューを充実するとともに、学校、幼稚園、保育園における家庭の教育力向上に関する取組みを支援します。

また、あいさつの励行など、家庭教育の基本的事項について、あらゆる機会を捉え、普及啓発を推進します。

2 地域の健全育成活動を支援します

地域における青少年の健全育成活動を推進するため、青少年健全育成連合会や子ども会・PTAへの支援や磐田市少年補導センター*の運営を行います。

また、子どもの居場所を確保するため、放課後子ども教室*や放課後児童クラブ*を実施していきます。

協働の考え方

家庭・地域が連携・協力して子どもが社会の一員になるための教育をします。

市民

行政と連携・協力し、子どもの育成や家庭への支援などに協力します。

団体・事業者

市民の活動をサポートするとともに、有害環境の浄化を推進します。

行政

第3章 基本施策3 学習機会の充実

施策と主な取り組み

学習の支援をします

- 1 市民の自主的な学習や公民館などの施設を拠点とした地域住民の同好会、サークルなどの学習活動の支援を行うとともに、ホームページなどを活用した生涯学習に関する情報提供を充実します。
また、新たな学習スペースとして、磐田市学習交流センター※を開設します。

学習の成果を活かします

- 2 学習の成果を地域づくりに活かしていくために、退職者や高齢者の地域参加を促進する講座、地域ぐるみの地震・防災対策に関する講座、家庭教育や青少年健全育成を推進する講座などを開催するとともに、公民館などの施設における地域づくりの取り組みを支援します。

学習施設の整備・充実を図ります

- 3 生涯学習やまちづくりの拠点施設の整備を進めるため、今後の公民館のあり方や豊岡総合センターの整備プランについて検討するとともに、既存の公民館や図書館の耐震化を進めます。
また、多様化する市民の読書ニーズに応えるため、関係機関と連携し、図書館資料のネットワーク利用を促進します。

人権意識の啓発に努めます

- 4 すべての人の人権が尊重され、明るく生き生きと暮らせる地域社会をつくるため、人権教育の推進に関する講演会や講座の開催、ふれあい会館で実施する相談事業や各種啓発事業などにより、正しい問題理解と啓発を行います。

協働の考え方

主体的な学習意欲のもと、豊かで充実した人生を送るため、また、地域文化の向上のため、自主的・自発的に生涯を通して学び続けます。

市民

行政と連携・協力して、生涯学習の推進に協力します。

団体・事業者

市民の多様な学習ニーズに対応し、施設整備、人材・団体育成などを行い、市民の学習活動を支援します。

行政

第3章 基本施策4 文化の振興と歴史遺産の整備、活用（文化の振興）

施策と主な取組み

文化・芸術に触れる機会の充実を図ります

- 1 文化芸術の振興を図るため、より多くの市民が優れた文化芸術に直接ふれることができるよう、鑑賞事業・体験事業に参加する機会の充実を推進します。
また、ホームページなどを活用した情報発信を進めます。

文化芸術活動の育成と支援を進めます

- 2 文化芸術の次代を担う人材の育成を進めるため、専門家からの指導や助言を受ける機会を充実します。
また、市民及び団体の文化芸術活動を支援します。

文化施設の整備・充実を図ります

- 3 市民が文化芸術に接し、発表する場の充実を図るため、老朽化した市民文化会館などの整備プランについて検討するとともに、文化施設の計画的な改修・修繕を進めます。

協働の考え方

文化芸術の鑑賞や文化芸術活動に積極的に参加します。

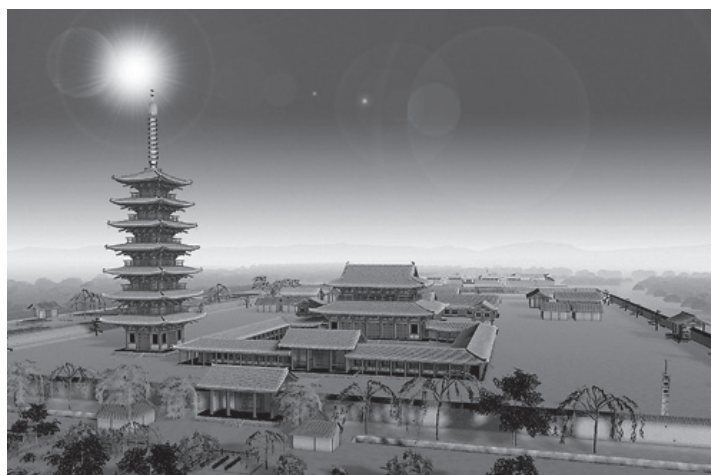
市民

地域の文化団体などと協力して芸術・文化の振興に努めます。

団体・事業者

文化施設の適正な維持管理に努め、文化芸術に親しむきっかけづくりを行うとともに、団体などの活動を支援します。

行政



遠江国分寺イメージ

第3章 基本施策4 文化の振興と歴史遺産の整備、活用（歴史遺産の整備、活用）

施策と主な取組み

文化財の保全・整備・活用を推進します

- 1 文化財の保護・継承のため、遠江国分寺跡をはじめとした史跡*の調査・保全・整備・活用や指定文化財の修理などへの支援を行います。
また、旧見付学校や旧赤松家記念館などの資料の展示内容の充実を図るとともに、文化財愛護団体への支援を行います。

歴史文化・歴史的文書などの保存・整理・活用を推進します

- 2 文化財を保護・継承する意識を高めるため、地域史の編さんを推進するとともに、磐田市歴史文書館*での資料の一般公開や企画展、児童生徒を対象にした歴史教室や体験学習の実施など、磐田の歴史や文化財についての情報発信を行います。
また、既存の資料展示・収蔵施設の計画的な改修・修繕を図るとともに、統合・整備について検討します。

協働の考え方

文化財が地域財産であることを認識し、市との協働により文化財の保全・管理を進めます。

市民

自治会や地域の文化財愛護団体などと協力して文化財の保全・管理を進めます。

団体・事業者

市民との協働により文化財の保全・管理を進めます。市民への文化財の啓発活動に努め、価値について行政と市民が共通認識できるよう、情報の提供を行います。

行政

第3章 基本施策5 スポーツの振興

施策と主な取組み

スポーツ文化の創造を推進します

- 1 活力あるひとづくりや活気あるまちづくりを進めるため、ジュビロ磐田のホームタウンである強みと多くのスポーツ資源を活かし、小学生のホームゲーム一斉観戦や全日本高等学校女子サッカー選手権大会などの全国規模の大会を開催します。

スポーツ機会の充実を図ります

- 2 市民が生涯を通じて気軽にスポーツを楽しむことができる機会の充実を図るため、スポーツ推進委員や特定非営利活動法人磐田市体育協会などと連携して、各種スポーツ大会や教室などの開催、各種競技団体の活動や総合型地域スポーツクラブ*の活動の支援を行います。

スポーツ施設の整備・充実を図ります

3

市民が安心してスポーツを楽しむ環境づくりを進めるため、既存のスポーツ施設の計画的な改修・修繕を図るとともに、竜洋体育センターや野球場の整備などについて検討します。

また、災害時に備え、必要に応じて施設の耐震化を進めます。

協働の考え方

積極的に生涯スポーツの取組みに参画します。

市民

行政と連携・協力してスポーツの振興に協力します。

団体・事業者

市民ニーズに応じたスポーツライフが実践できる環境づくりを進めます。

行政

第3章 基本施策6 多文化共生※と国際交流の推進

施策と主な取組み

外国人との共生を進めます

1

外国人が安心して地域で暮らしていけるよう、磐田市多文化交流センター※を通して情報提供や生活相談など外国人市民の自立支援に取り組めます。

また、外国人市民の地域社会への参加や災害に備えた体制づくりを進めるため、自治会や地域団体などと連携し、外国人の所在の把握に努めるとともに、外国人に対する子育て支援や学習支援などを行います。

国際理解、国際交流を推進します

2

異文化に対する市民の理解を深めるため、市民や国際交流協会などの市民団体が主体となって行う異文化交流活動や日本語学習の支援、学生の海外派遣受入れなどの活動を支援します。

協働の考え方

多文化共生に対する正しい理解を持ち、国際交流事業に積極的に参加します。また、外国人市民も積極的にまちづくりに参画します。

市民

外国人を雇用する企業は、行政や地域からの情報を雇用者に伝え地域社会への参加を促します。

団体・事業者

行政は、共生意識の啓発や外国人に対するコミュニケーションや自立への支援を行います。

行政

第3章 基本施策7 男女共同参画※の推進

施策と主な取り組み

1 男女共同参画意識の高揚を図ります

市民一人ひとりの男女共同参画の意識を高めるため、市の審議会などへの女性委員の登用を進めるとともに、市民との意見交換や広報などを通して、事業者などへの啓発活動を推進します。

また、男女が性別により差別されることなく対等の立場で社会に参画する機会を確保するため、セクシュアル・ハラスメント※やDV※などの防止・予防に向け、女性相談や被害者に対する支援、情報発信を進めます。

2 推進体制を整備します

男女共同参画の各種事業を推進するため、磐田市男女共同参画センター※「ともりあ」を拠点として、講座などを開催するとともに、関係機関などと連携した推進体制づくりに取り組みます。

協働の考え方

男女共同参画推進についての理解を深め、あらゆる場で共同参画の推進に努めます。

市民

雇用や昇進などにおいて男女が性別により差別することのないようにします。

団体・事業者

市民の男女共同参画を推進するため、講演会・講座を開催します。また、各種啓発などの活動を支援します。

行政

第3章

豊かな心を育み活躍できるまちづくり

指標・目標値 一覧

基本施策1 子ども教育の充実

指標名	策定時 (H19)	現状 (H22)	目標値 (H28)	指標の定義
学校に対する満足度	78%	87.7%	90%	アンケートにおいて、「学校へ行くのが楽しい」と回答した児童・生徒の割合
学校（園）の耐震化率	67%	90.7%	100%	耐震化済みの市立学校（園）棟数/市立学校（園）棟数

基本施策2 健全な青少年育成

指標名	策定時 (H19)	現状 (H22)	目標値 (H28)	指標の定義
補導される青少年数	149人	125人	70人	補導される青少年数/年
講座・講演会の受講者数	2,842人	3,706人	4,000人	家庭教育講座・講演会の受講者数/年

基本施策3 学習機会の充実

指標名	策定時 (H19)	現状 (H22)	目標値 (H28)	指標の定義
公民館講座受講者数	67,400人	15,762人	18,000人	市内公民館などで開催される講座の受講者数/年

基本施策4 文化の振興と歴史遺産の整備、活用（文化の振興）

指標名	策定時 (H19)	現状 (H22)	目標値 (H28)	指標の定義
自主事業*入場者数	10,410人	17,228人	20,000人	ホールなど*で開催される自主事業の入場者数/年

基本施策4 文化の振興と歴史遺産の整備、活用（歴史遺産の整備、活用）

指標名	策定時 (H19)	現状 (H22)	目標値 (H28)	指標の定義
史跡*の整備数	6箇所	7箇所	8箇所	史跡整備完了箇所数（再整備含む）
町史（福田・竜洋）*の刊行数	7巻	9巻	11巻	町史各編の刊行数（全体計画巻数11巻）

基本施策5 スポーツの振興

指標名	策定時 (H19)	現状 (H22)	目標値 (H28)	指標の定義
スポーツライフ*が実践できる施設の利用回数	8.3回	8.9回	9.2回	市民一人当たりの市（社会体育施設*及び学校体育施設）のスポーツ施設の利用回数/年
総合型地域スポーツクラブのイベント参加人数	72人	7,782人	10,000人	総合型地域スポーツクラブが主催するイベントに参加した人数/年

基本施策6 多文化共生と国際交流の推進

指標名	策定時 (H19)	現状 (H22)	目標値 (H28)	指標の定義
多文化交流センターの利用者数	8,445人	9,500人	10,000人	磐田市多文化交流センターを利用する人数/年

基本施策7 男女共同参画の推進

指標名	策定時 (H19)	現状 (H22)	目標値 (H28)	指標の定義
審議会などへの女性参画率	24%	25.3%	40%	女性委員の登用者数/市が設置する審議会や委員会、協議会などの委員総数
男女共同参画センター利用者数	1,446人	1,812人	2,000人	磐田市男女共同参画センターを利用する人数/年

学習拠点



学習交流センター



多文化交流センター

第4章 安全・安心なまちづくり

基本施策

- 1 地域防災対策・体制の強化
- 2 地域防犯体制の強化
- 3 交通安全対策の充実
- 4 消防・救急体制の充実
- 5 治山・治水対策の充実
- 6 消費生活対策の充実

課題

- 第4次地震被害想定に基づく災害対策の抜本的な見直しが必要となっています。
- 原子力防災対策や津波対策への対応や体制の強化が求められています。
- 大規模災害に備え、「自らの身は自らで守る」という市民の防災意識を更に高めるとともに、「地域はみんなて守る」という地域の防災力を向上させることが急務となっています。
- 公共建築物の耐震化や民間建築物の耐震化を進めることが必要です。
- 風水害の被害を防止するため、雨水流出抑制などの治水対策が必要となっています。
- 市民の生命や財産を守るため、消防力の強化が求められます。
- 地域・団体と連携した防犯活動・交通安全運動を引き続き進めることが必要です。
- 消費者トラブルを未然・再発防止するため、自立した消費者の育成・支援が必要となっています。

第4章

安全・安心なまちづくり

5年間に力を入れて取り組むこと

重点事業

19

原子力災害対策も含め、地域防災計画※の見直しを進めます

将来予想される東海地震など、大規模災害による被害を防止、軽減するため、磐田市地域防災計画の見直しを行うとともに、原子力災害に対する防災体制を整備するため、地域防災計画（原子力災害対策編）の策定を進めます。

重点事業

20

災害に強い地域づくりを進めます

磐田市災害に強い地域づくり条例※に基づき、防災意識の啓発活動や地域と連携した防災訓練などを通して、災害から命と暮らしを守り、自助※・共助※・公助※の理念に沿った、安心して生活できる地域づくりを進めます。

重点事業

21

（仮称）防災センター※を整備します

災害時の迅速な初動体制の確立と情報収集及び防災資機材の備蓄を進めるため、（仮称）防災センターを整備します。

重点事業

22

津波対策を進めます

津波対策として、津波監視カメラの設置や津波避難マニュアルの作成、一時避難所として活用できる民間避難施設（津波避難ビル）の確保・支援、避難地・避難タワーの整備などについて調査・研究・整備を進めます。

重点事業

23

公共施設・民間建築物の耐震化を進めます

災害から住民の生命、身体、財産を守るため、小・中学校や公民館、図書館などの公共建築物の耐震補強を進めます。

また、自治会の公会堂耐震化への支援や家庭内の家具固定、木造住宅の耐震補強への支援を行うなど、民間建築物などの耐震化を進めます。

重点事業

24

福田地区の幼稚園・保育園の再配置や改築を進めます

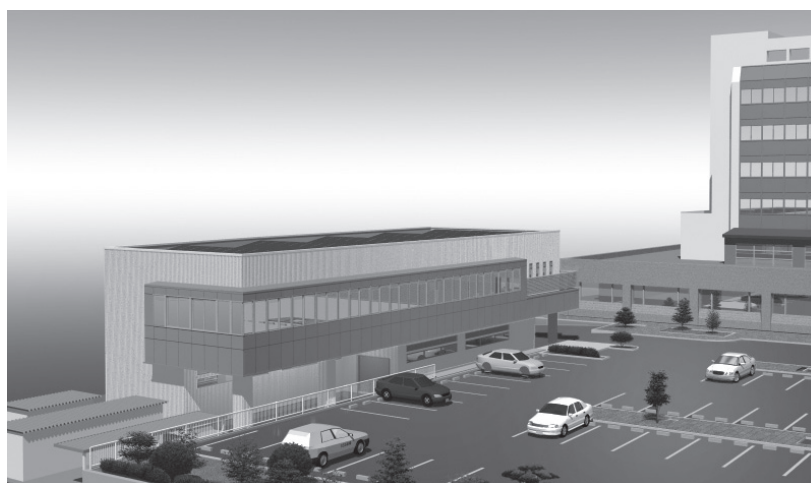
災害時における未就学児童の安全確保・強化のため、福田地区の幼稚園・保育園について、幼保一体化を含めた施設の再配置と改築を進めます。

重点事業

25

久保川治水プロジェクト事業（総合内水緊急対策事業）を進めます

浸水常襲地域の浸水被害の解消を図るため、ポンプ場及び雨水幹線の整備を進めます。



防災センターイメージ図

第4章

安全・安心なまちづくり

基本施策

第4章 基本施策1 地域防災対策・体制の強化

施策と主な取組み

危機管理体制の充実を図ります

1

大規模災害による被害を防止、軽減するため、磐田市地域防災計画*の見直しを行うとともに、広域的な大規模災害に備え、災害時の応援協定*を他の地方公共団体や民間事業者などと結ぶことにより、応援のネットワークの確立を進めます。

また、災害復旧活動の円滑な実施や平常時の行政サービスの早期回復を図るため、事業継続計画（BCP）*の策定を進めます。

原子力防災対策を推進します

2

原子力災害に対する防災体制を整備するため、地域防災計画（原子力災害対策編）の策定を進めます。

また、県と連携して、線量計や安定ヨウ素剤などの原子力防災対策関連設備・備品の整備や原子力防災訓練を実施するとともに、市民への原子力防災に関する知識の普及・啓発を進めます。

地域防災力の向上を図ります

3

地域の防災力の向上を図るため、自主防災会への支援や自主防災資機材の整備などを進めるとともに、磐田市災害に強い地域づくり条例*に基づき、防災意識の啓発活動や地域と連携した防災訓練を通して、自助*・共助*・公助*の理念に沿った市民の防災意識の向上や技術の普及などを進めます。

また、災害時要援護者*の情報を市と地域住民が共有できる体制の整備や要援護者が参加する防災訓練などを実施するとともに、福祉避難所の設置について検討します。

防災施設などの整備を進めます

4

災害時の迅速な対応を図るため、(仮称)防災センター*を整備するとともに、避難所の資機材、避難生活に必要な備蓄資材などの配備の充実を進めます。

また、災害時における情報伝達手段として防災行政ラジオ*の導入やホーンアレイスピーカー*の試験導入を進めます。

なお、海岸部においては、津波対策として、一時避難所として活用できる民間避難施設（津波避難ビル）の確保や避難地・避難タワーについて調査・研究・整備を進めます。

建築物などの耐震化の促進を図ります

5

災害から住民の生命、身体、財産を守るため、公共建築物の耐震補強を実施するとともに、民間建築物などの耐震化を支援します。

また、未就学児童の災害時の安全確保・強化のため、福田地区の幼稚園・保育園について、幼保一体化を含めた施設の再配置と改築を進めます。

協働の考え方

「自分の命は自分で守る」を基本に、非常食の備蓄など災害に対する備えを行うとともに、自主防災組織の活動に積極的に参加します。

市民

自主防災会や消防団、行政の活動に協力します。

団体・事業者

防災体制を強化するとともに、市民、地域、事業者などの防災活動への支援を行います。

行政

第4章 基本施策2 地域防犯体制の強化

施策と主な取組み

地域防犯活動を推進します

1

地域ぐるみの防犯活動を推進するため、磐田市防犯まちづくり条例※に基づき、市民、自治会、事業者、警察などと協働で防犯パトロールや啓発活動に取り組みます。また、地域の防犯組織の設立や各自治会が行う防犯灯の設置を支援します。

防犯情報の共有に努めます

2

地域防犯活動を効果的に推進するため、犯罪発生情報や不審者情報など、各種防犯情報の迅速な発信を推進します。

協働の考え方

地域の防犯活動に積極的に参加します。

市民

管理する不動産などについて、犯罪の防止に配慮した適正な管理を行います。また、地域の防犯活動に協力します。

団体・事業者

地域の防犯活動への支援や犯罪・不審者情報などの発信及び全市的な防犯啓発活動を行います。

行政

第4章 基本施策3 交通安全対策の充実

施策と主な取り組み

交通安全意識の高揚を図ります

- 1 市民の交通安全意識の高揚を図るため、自治会や交通安全会などの関係団体と連携を図り、交通安全運動の街頭キャンペーン活動や子どもや高齢者に対する交通安全教室など各種啓発事業を実施します。

交通安全施設※の整備を推進します

- 2 交通事故の未然防止を図るため、交通事故多発交差点や危険箇所などに交通安全施設の整備・充実を進めます。

協働の考え方

交通マナーの向上と交通ルールの遵守に努め、交通安全活動に参加します。

市民

従業員の交通安全意識の向上など必要な措置を行います。

団体・事業者

交通安全施設整備や交通安全意識の高揚を図ります。

行政

第4章 基本施策4 消防・救急体制の充実

施策と主な取り組み

消防力の強化を進めます

- 1 大規模化、複雑多様化する災害に対応するため、消防署などの消防施設の整備や消防救急無線のデジタル化など消防設備の更新、既存貯水槽の耐震化、職員の教育訓練の充実を進めます。
また、消防団の再編や消防団詰所の再配置・整備を検討するとともに、女性防災クラブなどの民間防火団体の育成を図り、地域の消防力の強化を推進します。

火災予防を推進します

- 2 防火対象物※への査察※を継続・強化するとともに、防災・防火管理者※講習会の開催や住宅用火災警報器の設置促進によって、火災の発生と火災による被害を低減させます。

救急・救助体制を強化します

- 3 救命率※の向上を図るため、救急救命士※の養成や救急・救助資機材の整備を推進します。
また、応急手当の知識と技術を有する市民を育成するため、普通救命講習※を開催するとともに、救急車の適正利用について理解を求める広報活動を充実します。

消防救急の広域化を推進します

- 4 県が示す消防救急広域化推進計画に基づき、対象市町とともに広域消防運営計画を作成し、広域化を推進します。

協働の考え方

普通救命講習への参加や住宅用火災警報器の設置を積極的に推進します。

市民

自衛消防組織を組織し、自衛消防訓練を実施するとともに、自主防災会や消防団の活動を支援し、災害時には互いに協力し合う関係を築きます。

団体・事業者

消防・救急・救助体制や消防施設・設備の充実を図るとともに、火災予防意識の啓発などに努めます。

行政

第4章 基本施策5 治山・治水対策の充実

施策と主な取り組み

治水関連施設の整備を進めます

- 1 浸水被害の防止・軽減を図るため、都市下水路やポンプ場の整備などを進めるとともに、学校などの公共施設への雨水貯留施設*などの整備を行います。
また、引き続き、久保川治水プロジェクト事業を進めます。

迅速な情報提供に努めます

- 2 市民の治水・災害に対する意識の高揚を図るため、ハザードマップ*や防災ホームページなどによる治水・砂防*などに関する情報の提供・共有化を進めます。

森林機能の保全に努めます

- 3 森林の水源涵養*機能や災害防止機能など多面的な機能を保持するため、官民協働による森林の育成や土石流を防止する谷止め工などの治山事業*を進めます。

海岸や松林の保全に努めます

- 4 津波や高潮に対する防災機能を有する砂丘や松林を保全するため、国及び県が行う養浜*、防潮堤*の増強、離岸堤*の設置などの海岸浸食*対策について促進を図ります。
また、松林の薬剤散布及び伐倒駆除などの保安林*の保全対策を推進します。

協働の考え方

現状の治水状況を認識し、治水に対する意識を高めます。

市民

雨水貯留施設などを設置するなど、治水対策に努めます。

団体・事業者

治水対策施設の増設・改修・調整池などの整備を推進していきます。

行政

第4章 基本施策6 消費生活対策の充実

施策と主な取り組み

相談体制の強化を図ります

1

複雑化していく消費生活相談に対応するため、相談員を研修会などへ派遣し、必要な専門知識・技法の習得を進め、消費生活センター*の相談体制を強化します。

啓発活動の推進を図ります

2

適切な判断・選択ができる消費者を育成するため、出前講座などによる意識啓発を実施するとともに、消費者協会の活動を支援します。

協働の考え方

適切な判断・選択ができる自立した消費者を目指し、積極的に自己啓発に努めます。

市民

行政などからの情報を雇用者に積極的に伝えます。

団体・事業者

情報提供や学習の場づくりの支援を行うとともに、相談体制を強化します。

行政

第4章

安全・安心なまちづくり

指標・目標値 一覧

基本施策1 地域防災対策・体制の強化

指標名	策定時 (H19)	現状 (H22)	目標値 (H28)	指標の定義
公共建築物の耐震化率	67%	84.9%	92%	耐震性能を有する公共建築物数/公共建築物総数
住宅の耐震化率	76.6%	80.3%	90%	耐震性能を有する住宅数/住宅総数(住宅・土地統計調査結果による推計)
図上訓練*などの自主的訓練の実施回数	38回	55回	70回	自主防災会などが自主的に実施する図上訓練の実施回数/年

基本施策2 地域防犯体制の強化

指標名	策定時 (H19)	現状 (H22)	目標値 (H28)	指標の定義
犯罪発生件数	2,186件	1,485件	1,260件	警察統計の48種の刑法犯認知件数/年
地域防犯組織設立数	12団体	24団体	29団体	地区自治会単位または小中学校区単位の防犯組織の設立数

基本施策3 交通安全対策の充実

指標名	策定時 (H19)	現状 (H22)	目標値 (H28)	指標の定義
人身交通事故件数	1,854件	1,699件	1,550件	死亡または負傷を伴った交通事故の件数/年
交通事故死者数	15人	8人	6人以下	交通事故の発生後24時間以内に死亡した事故死者数/年

基本施策4 消防・救急体制の充実

指標名	策定時 (H19)	現状 (H22)	目標値 (H28)	指標の定義
貯水槽の耐震化率	45.2%	46.5%	47.2%	既存貯水槽の耐震化率
救急救命士*数	23人	30人	40人	救急救命士資格取得者数
普通救命講習*受講者数	4,000人	7,310人	10,300人	普通救命講習受講者数の延べ人数

基本施策5 治山・治水対策の充実

指標名	策定時 (H19)	現状 (H22)	目標値 (H28)	指標の定義
浸水被害家屋件数	224件	224件	40件	浸水被害にあった家屋件数
雨水貯留量	27万t	34.7万t	44.8万t	調整池の貯留量

基本施策6 消費生活対策の充実

指標名	策定時 (H19)	現状 (H22)	目標値 (H28)	指標の定義
消費啓発広報の回数	5回	2回	6回	消費生活対策の広報掲載及び啓発パンフレット配布の回数/年
出前講座の開催回数	0回	0回	24回	消費生活センター*が主催する出前講座の開催回数/年

安全を守る



避難訓練



中東遠消防指令センター

第5章 やさしさ、ふれあい、支え合いのまちづくり

基本施策

- 1 地域福祉システムの充実
- 2 子育て環境の整備
- 3 高齢者福祉の推進
- 4 障害者福祉の推進
- 5 健康づくりの推進
- 6 地域医療体制の充実

課題

- 地域福祉を推進するため、組織の設立・活動への支援が必要となっています。
- 安心してゆとりを持って子育てができる環境の整備が求められています。
- 保育を必要とする家庭が増えているため、保育園などの待機児童の解消に向けた取組みが必要です。
- 子どもや高齢者などに対する虐待防止・早期発見・早期対応に引き続き努める必要があります。
- 地域が一体となった高齢者の介護予防や高齢者の見守り・支援体制づくりが必要です。
- 障害者の社会参加や働く場所が確保され、地域で生活できるよう、支援が必要となっています。
- 市民が自分の健康に関心を持ち、健康づくりに自主的に取り組むことが求められています。
- 災害時に備え、災害拠点病院*・初期被ばく医療機関*としての機能整備が必要です。
- 市内のどこにいても、だれもが安心して医療を受けられる体制づくりが求められています。

第5章

やさしさ、ふれあい、支え合いのまちづくり

5年間に力を入れて取り組むこと

重点事業

26

地区社会福祉協議会*などの活動を支援します

社会福祉協議会*など福祉団体との連携を図りながら、地区社会福祉協議会などの設立やその活動を支援します。

重点事業

27

子ども医療費の助成対象を拡充します

病気の早期発見・治療による疾病の慢性化予防や保護者の経済的な負担を軽減するため、平成24年10月診療分から、通院医療費の助成対象を中学校3年生までに拡充します。

重点事業

28

竜洋幼稚園・竜洋西保育園の整備について検討します

竜洋幼稚園・竜洋西保育園について、幼児教育と保育の充実を図るため、将来的な幼保一体化を含めて、施設の整備についての検討を進めます。

重点事業

29

高齢者の見守り・支援ネットワークづくりを進めます

高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、地域における関係機関などの連携により、高齢者の見守り・支援ネットワークづくりを進めます。

重点事業

30

障害のある子どもに対する福祉サービスを拡充します

障害児放課後児童クラブや発達支援の提供基盤の整備を進め、障害のある子どもに対する福祉サービスを拡充します。

重点事業

31

災害拠点病院*・初期被ばく医療機関*としての機能整備を進めます

大規模災害時における医療体制の充実・強化を図るため、磐田市立総合病院の災害拠点病院としての機能強化や原子力災害に備えた初期被ばく医療機関としての機能整備を進めます。

重点事業

32

(仮称) 磐田市急患センターを整備します

市民が安心して救急医療が受けられるような環境を整備するため、(仮称) 磐田市急患センターを整備します。



(仮称) 磐田市急患センターイメージ図

第5章

やさしさ、ふれあい、支え合いのまちづくり

基本施策

第5章 基本施策1 地域福祉システムの充実

施策と主な取り組み

1 地域福祉コミュニティ※の推進を図ります

1

地域における福祉活動を推進するため、活動の担い手となるボランティアなどの活動を支援し、地域社会を担う人材の育成を推進します。

また、社会福祉協議会※など福祉団体との連携を図りながら、地区社会福祉協議会※などの設立やその活動への支援を行います。

2 福祉サービスの情報提供と相談体制の充実を図ります

2

多様化する福祉ニーズに対応するため、利用者のニーズに応じた情報の提供を行うとともに、民生委員児童委員や福祉委員による身近な相談体制づくりを進めます。

3 地域で安心して暮らせる環境をつくります

3

子どもから高齢者、障害者など地域に住む人が安心して暮らせる環境づくりを進めるため、道路や公共施設のバリアフリー※化を進めます。

協働の考え方

地域福祉活動に積極的に参加します。

市民

地域福祉活動への支援や情報の提供に努めます。

団体・事業者

関係団体と連携して、地区社会福祉協議会などの活動や設立への支援を行います。

行政

第5章 基本施策2 子育て環境の整備

施策と主な取組み

子育て支援の充実を図ります

- 1 子育て中の親の育児負担の軽減を図るため、子育て支援センター※の整備や各種講座の開催、子育て相談員の派遣、ファミリーサポートセンター※事業などを実施します。
また、子育てに伴う経済的な負担を軽減するため、こども医療費の助成対象を拡充します。

仕事と子育ての両立を支援します

- 2 保護者の就労支援や負担軽減を図るため、延長保育・休日保育などを実施するとともに、民間保育園の整備への支援などによる定員増を図り、待機児童の解消を進めます。
また、竜洋幼稚園及び竜洋西保育園について、将来的な幼保一体化を含めて施設の整備について検討します。

子どもや家庭への支援を行います

- 3 子どもの権利が尊重され、守られる社会を築くため、児童虐待の発生予防の啓発や発見した場合の緊急一時預かりなどを関係機関と連携して行います。
また、ひとり親家庭に対しては、経済的な支援やその親の就労に向けた技能訓練などを受けるための支援を行います。

協働の考え方

保護者としての役割を再認識し、子育ての仲間づくりやその活動へ積極的に参加します。

市民

地域の身近な子育てを支援するとともに、仕事と子育てが両立しやすい環境づくりを進めます。

団体・事業者

安心して子育てできる環境づくりを進めます。

行政



子育て支援センター

第5章 基本施策3 高齢者福祉の推進

施策と主な取組み

生きがいづくりと介護予防を推進します

1

高齢者が健康で生きがいを持って生活できるよう、介護予防事業*を推進するとともに、老人クラブや社団法人磐田市シルバー人材センターなどを支援します。

介護保険サービスの充実を図ります

2

増加する介護保険サービス利用者に対応するため、居宅サービス*や地域密着型サービス*を充実させるとともに、適切な介護保険事業の運営を推進します。

地域の暮らしを支えるサービスの充実を図ります

3

高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、地域包括支援センター*の整備を進めるとともに、緊急通報システム機器の貸与やタクシー利用料金助成などの在宅福祉サービスを提供し、地域包括ケアシステム*の構築を進めます。

また、高齢者虐待の防止や孤独死防止、災害時などの緊急時における対応の充実を図るため、地域における関係機関の見守り・支援ネットワークづくりを進めます。

協働の考え方

自主的な介護予防への取組みや地域活動に積極的に参加し、生きがいづくり・健康づくりに取り組みます。

市民

高齢者の見守り活動やその生活を支援します。適切な介護・医療・福祉サービスを提供します。

団体・事業者

高齢者支援のためのネットワークづくりを進めます。また、適切な介護サービスの提供と介護保険事業の運営を進めます。

行政

第5章 基本施策4 障害者福祉の推進

施策と主な取組み

相互理解と社会参加を促進します

1

障害のある方への正しい知識や理解を深めるため、啓発や交流活動を行うとともに、その活動のサポート役となるボランティアの育成を進めます。

障害者に対する福祉サービスの充実を図ります

2

障害のある方ができる限り住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう、相談業務の充実やきめ細かな情報提供を行います。

また、日常の生活を支援するため、自立支援給付*や地域生活支援事業*などのサービスを提供します。

雇用・就労を促進します

- 3** 障害者の就労や社会参加の促進を図るため、事業主への障害者雇用の啓発や福祉就労事業所での就労を支援するとともに、障害者の自立のための訓練などを行う施設・団体の活動を支援します。

協働の考え方

障害のある人もない人も、互いに認め合い支え合って生活します。

市民

雇用と働きやすい職場の確保に努めます。個々の状況に応じた適切なサービスを提供します。

団体・事業者

障害者の自立と社会参加を支援する環境整備や関係団体などとのネットワークづくりを進めます。

行政

第5章 基本施策5 健康づくりの推進

施策と主な取組み

生活習慣病※予防を推進します

- 1** 生涯にわたる健康づくりを進めるため、子どもから大人までの一貫した健康教育を推進するとともに、生活習慣病予防の保健指導、健康診査やがん検診を実施します。

健全な発育・発達を支援します

- 2** 妊婦と乳幼児の健康の保持・増進、育児不安の解消を図るため、妊婦・乳幼児を対象とした健康診査や健康相談、各種教室を開催します。
また、乳幼児や児童の疾病・異常の早期発見と早期療育に向けて、発達支援センター「はあと」において発達や子育てに関する相談などを行うとともに、障害のある子どもに対する療育教室・心理個別相談などの療育※事業を進めます。

予防接種と感染症※対策を進めます

- 3** 感染症を予防するため、新型インフルエンザなどの予防に関する正しい知識の普及や乳幼児及び成人の感染症の発生・蔓延を防ぐ予防接種を実施し、その費用を助成します。

地域における健康づくりを支援します

- 4** 地域における健康づくりを支援するため、磐田市健康づくり食生活推進協議会をはじめとした自主的活動団体などと連携して、健康情報の提供を進めます。
また、家庭や学校、幼稚園や保育園、地域などと一体となって食育※活動を推進します。

協働の考え方

健康に関する正しい知識を持ち、自ら積極的に生活習慣を見直し、健康づくりに努めます。

市民

市民一人ひとりの健康づくりを支援します。過労やメンタルヘルス※の悪化を未然に防ぐことに努めます。

団体・事業者

市民の健康づくりへの支援と適切な情報提供を進めます。

行政

第5章 基本施策6 地域医療体制の充実

施策と主な取組み

市立総合病院の機能整備を推進します

- 1 市民に、より安全でより質の高い医療サービスを提供するため、医師、看護師などの医療スタッフの確保・充実と、関連施設・設備などの拡充により、市立総合病院の急性期医療*機能の高度化を推進します。

地域医療連携*体制を構築します

- 2 地域全体で効果的、効率的に医療を提供できる体制を強化するため、市民の最も身近な医療の担い手である「かかりつけ医」と急性期医療の担い手である「市立総合病院」との地域医療連携体制を構築します。

災害時医療体制の充実・強化を進めます

- 3 大規模災害時における医療体制の充実・強化を図るため、自家発電機などのライフライン*維持機能の整備や食料・飲料水・医薬品などの応急用資機材の備蓄などを進めます。また、原子力災害に備え、初期被ばく医療機関*としての機能整備を進めます。

救急医療体制の充実を図ります

- 4 市民が安心して救急医療が受けられるような環境を整備するため、(仮称)磐田市急患センターを整備し、三次救急医療機関*である市立総合病院との連携体制を強化することにより、地域の救急医療体制の充実を図ります。

協働の考え方

日頃からの健康管理と適切に医療サービスを利用することに努めます。

市民

市民一人ひとりの健康づくりの促進やかかりつけ医などによる医療サービスを適切に提供します。

団体・事業者

急性期医療を担うとともに、市民に良質な医療を提供できるよう医療関係者との連携を強化します。

行政

第5章

やさしさ、ふれあい、支え合いのまちづくり

指標・目標値 一覧

基本施策1 地域福祉システムの充実

指標名	策定時 (H19)	現状 (H22)	目標値 (H28)	指標の定義
地区社会福祉協議会*などの設立地区数	9地区	14地区	20地区	おおむね小学校区を範囲とする地域福祉推進組織の設置数
ボランティア活動への参加者数	3,586人	4,047人	4,600人	ボランティア活動保険に加入した人数/年

基本施策2 子育て環境の整備

指標名	策定時 (H19)	現状 (H22)	目標値 (H28)	指標の定義
保育園の待機児童数	73人	47人	0人	認定保育園の入園について待機となっている児童数
ファミリーサポートセンター*会員数	353人	599人	800人	依頼会員・援助会員・両方会員の合計数
子育て支援相談件数	-	5,754件	7,000件	子育て支援センター、児童館、こども相談室などの相談実績件数

基本施策3 高齢者福祉の推進

指標名	策定時 (H19)	現状 (H22)	目標値 (H28)	指標の定義
介護予防事業の効果による要介護要支援認定者の割合	13%	14%	14%	第1号被保険者*のうち、要介護要支援認定者の割合
居宅サービス（居住系サービス*を除く）利用者の割合	66%	68%	70%	介護サービス利用者全数に対する居宅サービス利用者の割合
地域包括支援センター*の相談件数	5,674件	12,925件	15,400件	地域包括支援センターで対応した相談件数

基本施策4 障害者福祉の推進

指標名	策定時 (H19)	現状 (H22)	目標値 (H28)	指標の定義
ふれあい作品展の参加者数	1,157人	1,237人	1,500人	ふれあい作品展の参加者数
地域生活支援事業*の利用者数	557人	1,080人	1,200人	地域生活支援事業の各サービス利用人員合計/年

基本施策5 健康づくりの推進

指標名	策定時 (H19)	現状 (H22)	目標値 (H28)	指標の定義
糖尿病有病者及び予備軍の割合	-	31.1%	28%	血糖値HbA1c(ヘモグロビンA1c)*5.5%(JDS値)以上の人の割合
21時前に寝る子どもの割合	29.0%	32.9%	50%	3歳児健診アンケートで就寝時間21時前の子ども数/3歳児健診受診者数

基本施策 6 地域医療体制の充実

指標名	策定時 (H19)	現状 (H22)	目標値 (H28)	指標の定義
紹介率	33.0%	60.8%	70%	かかりつけ医などからの初診の紹介患者の人数／市立総合病院の初診の患者などの人数
逆紹介率	22.8%	56.5%	60%	市立総合病院から、かかりつけ医などへの紹介患者の人数／市立総合病院の初診の患者などの人数
慢性疾患連携パス*の作成件数	－	0件	5件	慢性疾患連携パスの作成件数 (糖尿病・腎臓病・肝炎など)

地域福祉コミュニティ



地区社協の活動

第6章 交流と活力のあるまちづくり

基本施策

- 1 農林水産業の振興
- 2 商業・サービス業の振興
- 3 工業・新産業の育成、振興
- 4 観光・交流の振興
- 5 雇用環境の充実

課題

- 農業の担い手を確保するとともに、耕作放棄地※の解消を進める必要があります。
- 地域資源を有効活用し、6次産業化や販売促進などに取り組むことにより、地産地消※やブランド化への取組みが求められています。
- にぎわいのあるまちづくりを進めていく必要があります。
- 磐田の魅力をPRし、たくさんの方が訪れるよう、市の知名度を向上させる必要があります。
- 企業需要に的確に応え、地域の活性化を図るため、新たな産業拠点の整備と企業誘致の推進が求められています。
- 地域の産業が時代の流れに対応し、活性化するよう、新たな産業の創出が必要となっています。
- 安心して生活できる雇用環境を整えることが求められています。

第6章

交流と活力のあるまちづくり

5年間に力を入れて取り組むこと

重点事業

33

農業の担い手を育成します

営農拡大者・新規就農者への農用地の集積や耕作放棄地※の再生利用を促進することにより、担い手の育成を支援します。

重点事業

34

福田漁港周辺に食の拠点づくりを検討します

福田漁港周辺において、磐田市の食材を生かした拠点施設整備に向けて、検討を進めます。

重点事業

35

6次産業化※を支援します

地域資源を活用した海老芋コロッケやスイーツなどの6次産業化や農商工連携事業を支援します。

重点事業

36

にぎわいのあるまちづくりを支援します

軽トラ市※や商店街におけるイベント開催を支援するとともに、空き店舗対策を実施します。

また、商品券事業※や磐田まちめぐりゼミナール事業※を行い、消費者の市内商店への回遊を誘引するなど、にぎわいのあるまちづくりを支援します。

重点事業

37

下野部工業団地などの開発を進めます

企業立地を推進するため、下野部地区に工業用地を整備するほか、遠州豊田パーキングエリア周辺地区への新たな工業団地の開発について検討します。

重点事業

38

スマートインターチェンジ※の設置を検討します

新東名高速道路の有効活用や地域経済の活性化を促進するため、新平山工業団地の拡大と併せ、新東名高速道路へのスマートインターチェンジ設置に向け、その可能性の調査・検討を進めます。

重点事業

39

新たな分野に挑戦する企業を支援します (次世代自動車・新エネルギー・スポーツ産業)

既存産業で培われた技術力や地域資源を活用し、次世代自動車・新エネルギー・スポーツ産業などの新産業の創出や創業に向けた取組みを支援します。

重点事業

40

磐田市の魅力を活かし、市の知名度を向上させます

市が持つ様々な魅力（観光資源、文化など）を市内外に効果的・戦略的に発信するため、磐田ブランドやイメージキャラクターを活用した情報発信力の強化などを行い、交流人口・観光客数の増につなげる取組みを進めます。

重点事業

41

安定した雇用環境の創出を図ります

雇用を促進するため、就職説明会などを開催し、雇用のミスマッチ解消など円滑な就職活動を支援します。



軽トラ市のにぎわい

第6章

交流と活力のあるまちづくり

基本施策

第6章 基本施策1 農林水産業の振興

施策と主な取組み

1 農業の担い手の育成・確保を推進します

1

本市の農業を支える人材・経営体を育成・確保するため、認定農業者*や農業法人など意欲のある農業者に農用地利用集積などの支援を進めます。
また、意欲ある農業者相互の交流を進め、事業の提携、新商品の開発、雇用の創出に向けたネットワークづくりを推進します。

2 農林水産資源の保全を図ります

2

耕作放棄地*の有効活用を図るため、営農拡大者・新規就農者へのあっせんや市民農園*の開設を支援します。
また、農業の生産性の向上を図るため、農道・用排水路の整備や排水機場の維持管理などの生産基盤の整備を進めます。
森林の多面的な機能の保全を図るため、森林の管理や林道の維持管理を行います。

3 農林水産資源の有効活用を推進します

3

福田漁港周辺への「食の拠点づくり」に向けて、県と連携した漁港広場の利活用について検討を行い、漁港施設の有効活用を図ります。
新たな地域資源の発掘、既存の地域資源の活用を図るため、地元の特産物を活用した海老芋コロケやスイーツなどの6次産業化*に向けた取組みへの支援や学校給食への利用拡大、市長のトップセールス*などにより、地場製品の知名度の向上を進めます。
また、より多くの市民などが農業・林業・水産業に触れる機会を創出するため、農林水産業に関するイベント開催への支援や食をテーマにした体験型観光や市民を対象にした着地型観光*（風土ツーリズム）を進めます。

協働の考え方

農地の保全や地元で採れた農産物や水産物の消費やPRに努めます。

市民

地域農水産物の積極的な活用に努めます。

団体・事業者

農林水産業者・市民・関係団体・事業者が連携・協働できる環境づくりを進めます。また、その活動を支援します。

行政

第6章 基本施策2 商業・サービス業の振興

施策と主な取り組み

商店街の魅力づくりを支援します

- 1 中心市街地や各地区の商店街の活性化を図るため、商工団体などと連携して、軽トラ市*などの集客イベントの開催を支援します。
また、起業体験を通じた将来の人材育成と商店街のにぎわいや話題づくりのため、空き店舗を活用した学生や起業者によるチャレンジショップ事業*など空き店舗対策を進めます。

やる気のある個店の発掘・集客を支援します

- 2 やる気のある個店への集客を図り、市内消費を拡大させるため、磐田まちなめぐりゼミナール事業*や磐田市コミュニケーションセンター*を活用した情報発信などを進めます。
また、消費者の市内の商店への回遊を誘引していくため、磐田まちなめぐりクーポン*の活用や商品券事業*を実施します。

磐田の魅力を活かし、市の知名度を向上させます

- 3 市が持つ様々な魅力（観光資源、文化など）を市内外に効果的・戦略的に発信し、交流人口・観光客数の増につなげるため、マスメディアやイメージキャラクターを活用した情報発信力を強化するなどの取り組みにより、市の知名度を向上させます。
また、磐田特有の商品や特産品を厳選して認定し、「磐田ブランド*」としてのPRと販売促進を行い、認定事業者を支援します。

協働の考え方

商店街や地域の小売店ならではの魅力を理解し、できる限り、地元小売店で購入します。

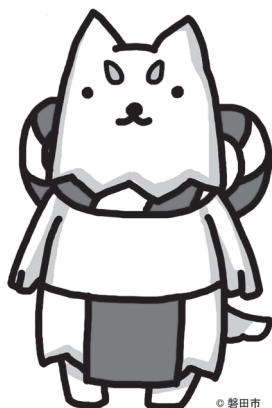
市民

市内消費の拡大を進めます。また、商業主は、個性のある店づくりを進めます。

団体・事業者

関係機関と連携し、事業者への支援を行います。

行政



磐田市イメージキャラクター

ひっぺい

平成24年1月に誕生した磐田市イメージキャラクターの名前。プロフィール：誕生日：平成24年1月20日、♂、趣味はまちづくり・スポーツ観戦、仕事は、磐田市のPR

第6章 基本施策3 工業・新産業の育成、振興

施策と主な取り組み

中小企業の育成・振興を図ります

- 1 中小企業の新製品や新技術の開発を推進するため、ビジネスマッチングの機会提供や販路及びビジネスパートナーの開拓を支援するとともに、市域を越えた広域的な連携に取り組めます。
また、産業振興に関する情報収集や商談、製品展示ができる新たな産業拠点施設の整備について検討します。

企業誘致と新産業の育成を推進します

- 2 企業立地を積極的に推進するため、下野部工業団地の開発を進めるとともに、新東名高速道路へのスマートインターチェンジ*設置の可能性や新たな工業団地（新平山工業団地周辺・遠州豊田パーキングエリア周辺）の開発を検討するなど、立地環境が整った工業用地開発を推進し、企業誘致を進めます。
また、次世代自動車や新エネルギー、スポーツ産業などの新たな産業を生み出し、育てていくため、産学官の連携による広域的な協議会へ参画し、新たな事業形態の創出や商品開発への取り組みを支援します。

地場産業の振興を図ります

- 3 高品質で付加価値のある産地固有商品の販路拡大を支援するため、関係機関と協力し、コーデュロイなど繊維製品のPR活動を推進します。
また、新たな地場産業の育成・発掘を行います。

協働の考え方

勤労者としての資質の向上や自己啓発に努めます。

市民

経営の安定化を進めるとともに、新技術・新製品の開発に努めます。

団体・事業者

関係機関と連携して事業者への支援を行うとともに、工業用地を確保、新産業の創出を推進します。

行政

第6章 基本施策4 観光・交流の振興

施策と主な取組み

観光の魅力を市内外に発信します

1

市内を訪れる観光客数の増加を図るため、既存の観光資源を有機的に結びつけた観光ルートの設定や案内看板を整備するとともに、周辺市町と連携し、それぞれの観光資源を結びつけた広域観光ルートの設定を検討します。

また、イメージキャラクターの活用や磐田市コミュニケーションセンター※の情報発信などの機能を強化し、磐田の魅力を市内外へと発信します。

観光推進体制の充実を図ります

2

観光事業の推進を図るため、磐田市観光協会の体制強化や磐田市観光案内所の移転により案内・情報発信力の強化を図るとともに、観光ボランティアガイドなど市民団体との連携を強化し、市民がおもてなしの心で観光客を迎えることができる体制づくりを推進します。

産業と観光の連携を進めます

3

地域資源を活かした着地型観光※を推進するため、歴史や文化を巡るウォーキングをはじめ、製造業や加工業など、市内の工場への見学ツアーや農林水産物などの食をテーマにした参加・体験型ツーリズムを実施します。

また、プロスポーツ観戦、アマチュアスポーツの大会や合宿など、様々なスポーツイベントを利用し、飲食や宿泊など広範囲な産業振興を図ります。

協働の考え方

まちの魅力や良さを再発見し、積極的なPRに努めます。

市民

地域の特性を活かした観光事業に取り組み、市内外に向けたPRや観光客のおもてなし体制の強化を進めます。

団体・事業者

市民・団体・事業者などの取組みへの支援を行うとともに、ネットワークの構築や情報発信を進めます。

行政

第6章 基本施策5 雇用環境の充実

施策と主な取組み

安定した雇用環境の創出を図ります

- 1 雇用を促進するため、新卒者、既卒者及び失業者を対象とする就職説明会を開催し、情報などの提供をするとともに、雇用のミスマッチ解消など円滑な就職活動を支援します。
また、労働条件の改善や就労・生活・住宅など労働者を取り巻く悩みの相談や、就職希望者へのアドバイス及び専門窓口への紹介を行う相談事業を実施します。

勤労者の福利厚生の実施を図ります

- 2 中小企業の勤労者の福利厚生の実施を図り、雇用の拡大につなげるため、財団法人磐田市勤労者福祉サービスセンター*の運営を支援します。
また、勤労者の住宅取得やその子どもなどが教育を受けるための資金を支援する貸付制度を実施します。

将来のものづくりを支える人材を育成します

- 3 産業の更なる活性化を図るため、小中学生を対象に、勤労観・起業家精神を育むことができるよう、現役経営者を講師として派遣する講座を開催します。
また、ものづくりの楽しさ、素晴らしさを体験し、将来、技術者を志す子どもを育成するための事業を実施します。

協働の考え方

就職支援セミナーなどへの積極的な参加に努めます。

市民

就労困難者の受け入れなど積極的な雇用支援に努めます。

団体・事業者

求職者の就業支援や勤労者が安心して働ける環境整備への支援を行います。

行政

第6章

交流と活力のあるまちづくり

指標・目標値 一覧

基本施策1 農林水産業の振興

指標名	策定時 (H19)	現状 (H22)	目標値 (H28)	指標の定義
農用地に占める担い手の利用割合	35%	40%	48%	認定農業者*などの担い手による農用地利用面積／農用地面積
農用地利用集積事業実施面積	1,177ha	1,507ha	1,750ha	農用地利用集積事業による集積面積
耕作放棄地*の面積	- ha	135ha	100ha	農地利用状況調査（耕作放棄地全体調査）による面積

基本施策2 商業・サービス業の振興

指標名	策定時 (H19)	現状 (H22)	目標値 (H28)	指標の定義
小売業*の年間販売額	133,673 百万円	141,722 百万円	155,894 百万円	商業統計における小売業の販売額／年

*商業統計は、商品の流通の状況やその仕組みなど、商業活動に関する統計。経済産業省が調査し、本調査は5年に一度実施（本調査の2年後に簡易調査を実施）

基本施策3 工業・新産業の育成・振興

指標名	策定時 (H19)	現状 (H22)	目標値 (H28)	指標の定義
製造品出荷額等*	207 百億円	162.1 百億円	299 百億円	工業統計調査における製造品出荷額等／年
従業員一人当たりの製造品出荷額等	52.5 百万円	44.4 百万円	71.2 百万円	工業統計調査における従業員一人当たりの製造品出荷額／年

*工業統計調査は、「製造業」を対象として、毎年末（12月31日）現在の事業所数、従業者数、製造品出荷額などを調査する工業に関する統計。

基本施策4 観光・交流の振興

指標名	策定時 (H19)	現状 (H22)	目標値 (H28)	指標の定義
観光交流客数*	291万人	330万人	350万人	市内イベント・各観光関連施設などへの入込み人数／年

基本施策5 雇用環境の充実

指標名	策定時 (H19)	現状 (H22)	目標値 (H28)	指標の定義
職業相談*の利用者数	329人	380人	400人	職業相談の利用者数／年
就職説明会への参加企業数	-	38社	50社	就職説明会への参加企業数／回

特産物を使った新たな取組み



漁港を中心とした食の拠点づくり



海老芋コロッケ

第7章 計画推進のために

基本施策

- 1 市民の力を高める
- 2 地域の力を高める
- 3 行政の力を高める

課題

- 防災・福祉・環境などの分野において、今後も、更に市民、団体、事業者などが連携した「協働」の取組みを推進することが必要です。
- ボランティアやNPOなどの市民活動が活発に行われるまちづくりが求められています。
- 自治会をはじめ地域コミュニティの中で世代を越えて、互いに助け合っ
て暮らしていけるまちづくりが必要となっています。
- 歳出の見直しと削減、積極的な歳入確保により、健全な財政運営を維持
していくことが必要です。
- 公共施設が市民にとって、安全で使いやすく、有効に活用されているこ
とが必要です。
- 職員の意識改革や市役所の制度や体制を見直し、市民サービスを向上さ
せることが求められています。

第7章

計画推進のために

5年間に力を入れて取り組むこと

重点事業

42

新たな人材バンク制度を構築します

専門的な技術や経験を持つ定年退職者など地域の人材を掘り起こし、まちづくりに有効活用を図るため、新たな人材バンク制度について検討し、構築します。

重点事業

43

まちづくりを担う若い人材を育成します

次代のまちづくりを担う人材を育成するため、高校生を対象としたヤング草莽（そうもう）塾※の開催など市内の高校・専門学校・大学と連携した取組みを進めます。

重点事業

44

地区の活動拠点となる施設を整備します （福田・竜洋・豊田・豊岡地区）

市民力・地域力の向上を図るため、地区自治会などの活動拠点となる施設を整備します。

重点事業

45

公共施設の見直しを進めます

市民に使いやすい施設となるよう、市が保有する公共施設について計画的に見直しを行い、施設の有効活用・再配置・整備を進めます。

重点事業

46

内部事務システムの再構築を進めます

内部事務システムを再構築し、管理費用の削減や事務処理時間の短縮などにより、市民サービスの向上を進めます。

重点事業

47

遊休地の売却を進めます

利用計画のない遊休市有地については、新たな財源確保策として売却を進め、定住人口の増加につなげていきます。

重点事業

48

行財政改革を進めます

限られた予算の中で、最大の効果を上げるよう、事業仕分け※による事業の見直しを進めるとともに、指定管理者制度※や民営化※、外部委託※など民間活力の導入を推進し、計画的に職員数の適正化を進めます。

また、財政基盤の強化を図るため、市税などの歳入確保の強化や有料広告事業などによる新たな財源確保に取り組みます。

第7章

計画推進のために

基本施策

第7章 基本施策1 市民の力を高める

施策と主な取組み

協働の仕組みづくりを推進します

1

協働のまちづくりを推進するため、市民、団体、事業者、市などが連携して実施する「協働のまちづくり提案事業」を見直し、その取組みをさらに推進するとともに、各種ボランティアに関する情報を提供することで、市民が主体的に活躍できる機会の拡大を推進します。

広聴機能の充実を図ります

2

市政に市民の声を反映させるため、市政懇談会をはじめ移動市長室^{*}や市政モニター制度^{*}の実施、パブリックコメント制度などの取組みを推進します。

まちづくりを担う人材の育成を進めます

3

市民主体のまちづくり活動を推進するため、まちづくりに主体的に関わることでできる人材の発掘とその人材を活用する、新たな人材バンク制度の構築を進めます。
また、まちづくりを担う人材を育成するため、高校生を対象としたヤング草莽（そうもう）塾^{*}の開催など市内の高校・専門学校・大学と連携した取組みを進めます。

分かりやすい情報提供を進めます

4

市民の市政への参加を促進するため、広報いわたやホームページをはじめ、さまざまな情報媒体を活用し、市民に分かりやすい情報の提供を推進します。

協働の考え方

自らが、まちの課題の把握やまちづくりに積極的に関わります。

市民

市民の地域や市政への関心を喚起し、参加しやすい環境をつくれます。

団体・事業者

積極的に情報を発信し、市民や団体などの市政への参画機会をつくれます。

行政

第7章 基本施策2 地域の力を高める

施策と主な取組み

地域コミュニティの強化を図ります

- 1 地域の課題を地域で解決する力を高めるため、自治会連合会と連携・協力して、自治会活動を支援するとともに、市から自治会に依頼している業務の見直しを行います。

2 市民活動団体の育成を推進します

- 2 NPO※などの市民活動団体の育成を進めるため、交流事業の実施など、磐田市市民活動センター※を拠点とした情報発信やイベントの開催、ネットワークづくりへの支援を行います。

3 コミュニティ拠点などの整備を進めます

- 3 地域コミュニティ活動の活性化を支援するため、活動拠点となる施設の整備を進めるとともに、自治会が行う公会堂などの施設整備・耐震化に対して支援します。

協働の考え方

地域の課題解決に主体的に取組み、地域コミュニティの活性化に努めます。

市民

市民・行政と連携し、地域貢献に努めます。

団体・事業者

市民活動団体や自治会などの活動を支援します。

行政

第7章 基本施策3 行政の力を高める

施策と主な取組み

行政運営を効率化し、効果的に推進します

- 1 より効率的で効果的な行政運営を進めるため、事業仕分け*などによる事業の見直しや公共施設の見直しを進めるとともに、指定管理者制度*や民営化*、外部委託*など民間活力の導入を推進します。
また、事務処理の効率化と経費の節減を図るため、内部事務システムの再構築を進めます。

人材育成を進め、組織力を強化します

- 2 時代の変化に則した行政運営を推進していくため、新たな人材育成基本方針に基づき、職員の育成と意識改革を促すとともに、組織機構の見直しにより、スリムで柔軟かつ機動性のある組織体制を確立します。

持続可能な財政基盤を確立します

- 3 将来にわたり安定的な行政サービスを提供できる財政基盤を確立するため、収納対策の強化や遊休地*の売却など新たな財源の確保を推進します。

広域行政*を推進します

- 4 市民の利便性を高めるとともに効率的かつ効果的な行政サービスの提供を図るため、中遠広域事務組合*で行うごみ処理や静岡地方税滞納整理機構*で行う税の滞納処分事務、静岡県後期高齢者医療広域連合*で行う後期高齢者医療に関する事務などを継続しつつ、さまざまな分野における広域的な課題処理について研究・検討を行っていきます。

協働の考え方

市の行政経営に関心を持ち、積極的に市政へ関わるよう努めます。

市民

市民と協働して地域の課題を解決できる地域づくりを進めます。

団体・事業者

限られた財源を有効かつ効率的に活用し、行政運営の効率化を図ります。

行政

第7章

計画推進のために

指標・目標値 一覧

基本施策1 市民の力を高める

指標名	策定時 (H19)	現状 (H22)	目標値 (H28)	指標の定義
市民と行政との協働事案件数	71件	70件	100件	市民(自治会やNPO*、事業者を含む)と行政が協働で取り組んだ事業の件数/年

基本施策2 地域の力を高める

指標名	策定時 (H19)	現状 (H22)	目標値 (H28)	指標の定義
市民活動センター*利用者数	3,773人	4,627人	5,000人	磐田市市民活動センターを利用した人数/年

基本施策3 行政の力を高める

指標名	策定時 (H19)	現状 (H22)	目標値 (H28)	指標の定義
経常収支比率	81.1%	85.0%	87%以下	義務的経費などの経常経費*に、市税や地方交付税などの経常一般財源*がどの程度充当されているかの指数
職員数	1,201人	1,105人	1,000人	病院・消防を除く一般部門職員数



空から見た磐田市

地域コミュニティの強化



福田コミュニティセンター



竜洋コミュニティセンター



豊田コミュニティセンター

資料編

- 1 資料1 総合計画の策定経過
- 2 資料2 磐田市総合計画審議会条例
- 3 資料3 磐田市総合計画審議委員名簿
- 4 用語解説

1 資料 1 総合計画の策定経過

	日程	主な内容等
第1回 総合計画審議会	平成23年5月25日(水)	・委嘱状公布 ・会長、副会長の選出 ・諮問 (報告) ・後期基本計画策定方針について
第2回 総合計画審議会	平成23年6月29日(水)	(報告) ・財政状況について ・市民意識調査等について ・前期基本計画の評価・検証について
第3回 総合計画審議会	平成23年10月18日(火)	総合計画後期基本計画案について
第4回 総合計画審議会	平成23年11月8日(火)	・総合計画後期基本計画案の審議 (1章から2章まで)
第5回 総合計画審議会	平成23年11月28日(月)	・総合計画後期基本計画案の審議 (3章から4章まで)
基本計画素案 パブリックコメント	平成23年11月28日(月)～ 平成23年12月19日(月)	
第6回 総合計画審議会	平成23年12月15日(木)	・総合計画後期基本計画案の審議 (5章から6章まで)
第7回 総合計画審議会	平成24年1月12日(木)	・総合計画後期基本計画案の審議 (7章および全体)
第8回 総合計画審議会	平成24年1月19日(木)	・総合計画後期基本計画案の審議 (全体総括および答申案)
基本計画答申	平成24年1月30日(月)	
基本計画最終案 パブリックコメント	平成24年3月12日(月)～ 平成24年3月23日(金)	

2 資料2 磐田市総合計画審議会条例

○磐田市総合計画審議会条例

平成17年7月1日
条例第256号

(設置)

第1条 磐田市は、総合計画を策定するため、磐田市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画の策定に関する必要な事項について調査し、及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 市民の代表者

3 委員の任期は、当該諮問に係る答申が終了するまでとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の会議は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長各1人を置き、会長が指名する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3 資料3 磐田市総合計画審議委員名簿

磐田市総合計画審議会名簿

(50音順 敬称略)

No.	氏名	所属等	備考
1	青島邦信	磐田青年会議所監事	
2	青島美子	磐田市教育委員会委員	
3	石田昌宏	磐田国際交流協会副会長	
4	伊藤卓治	磐田商工会議所会頭	副会長
5	落合三喜子	磐田市ボランティア連絡協議会前会長	
6	金川幸司	静岡県立大学経営情報学部教授	会長
7	河合晴夫	磐田市社会福祉協議会理事	
8	杉田友司	磐田市自治会連合会会長	
9	鈴木彰二	公募	
10	高田和芳	公募	
11	鳥居 勤	磐田地区労働者福祉協議会会長	
12	丹羽由一	静岡産業大学経営学部教授	
13	久永公子	磐田市次世代育成支援推進会議委員	
14	本間幸子	磐田市民生委員児童委員協議会理事	
15	増田久幸	静岡県西部地域支援局局長	
16	宮崎 剛	遠州中央農業協同組合常務	

4 用語解説

あ 行

用語	解説
アース・キッズ事業	子どもたちがリーダーとなって、家庭で地球温暖化防止に取り組む実践型教育プログラムのこと。小学校高学年が対象で、総合的な学習の時間などの授業内容との連携を図りながら、各小学校と静岡県地球温暖化防止活動推進センター、静岡県、各市町が連携・協力して実施する。子どもたちにセンターが作成したチャレンジ冊子を活用しながら、2週間家庭でエネルギー消費量チェックの取組みをしてもらい、省エネルギーの意識啓発を図る事業。
愛玩動物	ペット（一般的には愛玩を目的として飼育される動物）のこと。
移動市長室	市長室を一日各支所におき、市長自らが支所に出向き、会議や打合せ、団体との懇談などの執務を支所で行うもの。
一般財源	その使途が特定されずどのような経費にも使用できる財源をいい、地方税、地方譲与税、地方交付税などのこと。なお、一般財源のうち、毎年度連続して経常的に収入があるものを経常一般財源という。
一般廃棄物総排出量	家庭から出る1年間のごみ（資源ごみを含む）の総排出量
磐田市桶ヶ谷沼ビジターセンター	桶ヶ谷沼の自然環境を保全するとともに、自然環境や自然を利用した体験学習活動を行い、自然保護意識の啓発を図ることを目的に設置。桶ヶ谷沼での保全活動・調査研究・教育研修活動・情報発信の拠点として利用されている。場所は、磐田市岩井。
磐田市学習交流センター	市民の憩い、ふれあい、学びの場として、天平のまち3階に設置。平成24年5月開設予定。学習室、くつろぎ・憩いコーナー、ふれあい交流コーナーを備える。
磐田市協働のまちづくり推進条例	協働のまちづくりの推進に関する基本理念及び基本となる事項を定め、市民、市民活動団体、事業者及び市の役割並びに相互の関係を明らかにして協働のまちづくりの推進を図り、もってよりよい地域社会の実現に寄与することを目的に平成21年に制定（平成21年磐田市条例第2号）。
磐田市クリーンセンター	磐田市の家庭及び事業所から出る一般廃棄物を焼却する施設。平成23年度に新設。場所は、磐田市刑部島。
磐田市コミュニケーションセンター	磐田市内の旬な観光及び地場産業に関する情報が集まる情報発信拠点として、ららぽーと磐田の1階に平成21年開設。観光情報コーナー、産業展示コーナー、イベントステージを備える。平成24年6月25日より名称を「磐田市情報館」に変更予定。
磐田市災害に強い地域づくり条例	市民の防災意識の向上を目的に平成23年に制定（平成23年磐田市条例第30号）。市民の自助意識を定めた理念条例の制定は静岡県内では初めて。
磐田市市民活動センター	磐田市市民活動センターは、NPOをはじめとするボランティア団体や市民活動団体などの自主的で営利を目的としない社会貢献活動を支援するために、平成23年1月に設置。場所は、磐田市豊田支所1階。
磐田市少年補導センター	青少年の非行を未然に防止するため、市が、関係機関、団体及び地域の人々と連携し、青少年についての相談、指導活動、環境浄化の諸活動を行い、青少年の健全育成を図ることを目的に設置。
磐田市多文化交流センター	市内の在住外国人の自立支援及び市民との交流を図るため、平成18年、市内の東新町に設置。子育て中の親子が集う場・市民の交流の場の提供、生活・育児などに関する相談・情報提供、子どもたちの学習支援などの活動を行っている。
磐田市男女共同参画センター	男女共同参画社会を実現するため、具体的な事業を展開する活動拠点として、平成19年に設置。場所は、磐田市豊田支所1階。講演会やセミナーの開催、相談や市民活動のネットワーク支援を行っている。
磐田市防犯まちづくり条例	防犯まちづくりに関し基本理念を定め、市民、自治会、事業者、関係機関、学校など及び市の役割を明らかにすることにより、安全で安心な地域社会を実現することを目的に平成23年に制定（平成23年磐田市条例第3号）。
磐田市歴史文書館	公文書などの散逸防止を目的として、旧市町村役場文書のほかに、古文書・日記・写真・出版物などの地域の記録も保存し公開する施設として、平成20年に設置。場所は、磐田市竜洋支所。
磐田ブランド	磐田市特有の商品やサービスを、磐田の自慢として情報発信することで、磐田市の知名度向上と産業振興及び地域活性化を目的として認定している。

用語	解説
いわたホットライン	携帯電話やパソコンなどのメール機能を利用して、市民にさまざまな情報を配信するメール配信サービス。内容は、防犯や子育て、イベントなど、利用者が希望する項目を選択、登録することで、リアルタイムに情報を受け取れる。登録は無料。配信の登録や変更、削除、メール受信などにかかる通信料やパケット通信費は利用者の負担となる。
磐田まぢめぐりクーポン	加盟する飲食店や観光施設などは70店舗以上。クーポンは全店共通で、お店ごとのお得なサービスや割引が受けられる。クーポンは携帯電話で簡単に手に入れることができ、会員登録もなく無料で使える。加盟店は、Quuuupon(くーぼんっ!)いわたCITYのウェブサイトや磐田市コミュニケーションセンター内にある大型モニターで確認が可能。ホームページアドレスは、 http://iwata.quuupon.com
磐田まぢめぐりゼミナール事業	店の存在・特徴を知っていただくと共に、店(店主やスタッフ)と消費者とのコミュニケーションにより信頼関係を築くことを目的に、個人商店を会場に、店主が講師となり、プロならではの専門的な知識や情報、コツを無料で受講者(消費者)に伝える少人数制の講座を開講する事業。
雨水貯留施設	雨水を一時的に貯めて、河川への雨水流出量を抑制する施設のこと。公園や駐車場などの地表面に貯留するタイプと、建物の地下に貯留するタイプがある。貯留した雨水をポンプで汲み上げて散水などの雑用水として利用することもできる。
エコアクション21	環境省が推奨している地方公共団体や中小企業などを主な対象とした環境経営システムの一手法のこと。省エネルギー、廃棄物の削減、リサイクル及び節水の取組みを行う。
NPO	Non Profit Organizationの略。ボランティア団体や市民活動団体など、営利を目的とせず公益のために活動する「民間非営利組織」を広く指す。

か行

用語	解説
海岸浸食	打ち寄せる波の力によって、海岸が少しずつ削られていくこと。砂浜海岸の海岸線の位置は、ある期間において海岸に供給される土砂量(土砂供給量)と海岸から流出する土砂量(土砂流出量)とのバランスによって決定される。このため、土砂供給量>土砂流出量ならば海岸線は沖合側に前進し、土砂供給量<土砂流出量ならば、海岸線は内陸側に後退して海岸浸食が起こる。土砂供給源の主体は河川の運搬によるものであるため、河川流域の変化が海岸線の位置に影響を及ぼすことが予想される。
介護予防事業	要支援・要介護状態になることを防止するため、65歳以上の高齢者を対象に、要介護状態の原因となる病気の予防と生きがいを持って生活をできるように支援する事業。
外部委託	市が行っている業務や機能の一部または全部を、それを得意とする企業などに委託すること。
合併処理浄化槽	し尿と風呂や台所排水などの生活雑排水を併せて処理する浄化槽。公共下水道・農業集落排水区域以外の汚水処理を担うことになる。
環境基本計画	市が目指すべき環境像を設定するとともに、それを実現するための具体的な施策や市・市民・事業者などの取組み、地域の環境や開発事業に対する環境配慮の方針を示す計画。
環境美化の日	磐田市環境美化条例(平成17年磐田市条例第163号)第7条の規定に基づき毎年6月の第1日曜日を環境美化の日としている。
観光交流客数	観光交流客数とは、静岡県内の各地域を訪れた人の延べ人数とし、①宿泊客数及び②観光レクリエーション客数を合計したものである。①宿泊客数(旅館・ホテル・民宿などに宿泊した客数(延べ泊数)を集計)②観光レクリエーション客数(観光施設(地点)、スポーツレクリエーション施設、行祭事及びイベントなどへの入場者・参加者などを市町村が集計。年間1千人以上のものが対象)静岡県が実施する観光交流客数調査の結果。調査は、毎年度実施されるが結果の公表は翌年度の秋頃。
感染症	インフルエンザや結核、エイズなどウィルスや細菌などの微生物(病原体)が体内に侵入し、増殖することで引き起こされる疾患のこと。
救急救命士	病院への搬送途上で、傷病者に対し救急車などにて救急救命処置を施し、速やかに病院へ搬送することを目的に配備される。国家資格。
急性期医療	急に症状を発して病気の進み方が速い疾病に対して、医師、看護師の人員や、医療機器を集中して運用することで、症状が不安定な患者を短期間に回復させること。
救命率	心肺停止状態の患者に対し、救急隊や医療機関などの救命処置により心拍が再開し、一週間以上生存した患者の割合。

用語	解説
共助	地域連携による防災活動のことをいう。一人ひとりが隣人などと協力して地域を守る活動、また、自治組織や民間組織が、市民や近隣組織と連携して地域の安全を守る活動も共助に含む。
居住系サービス	入浴、排泄、食事の介護など日常生活上の世話や、機能訓練及び療養上の世話を受けることができる、グループホームやケアハウスなどにおけるサービスのこと。
居宅サービス	介護保険サービスのうち、自宅で利用できるサービス。訪問サービス（介護、入浴、看護、リハビリテーション）や日帰りで施設に通い受けるサービス（介護、リハビリテーション）、短期間の施設への宿泊などがある。
久保川治水プロジェクト	二之宮地区の浸水被害の解消を図るため、今之浦第4ポンプ場・谷田川ポンプ場・西御殿川ポンプ場及び雨水幹線管渠新設などの治水関連施設の整備工事を行う事業。
景観計画	景観計画は、景観法に基づき、景観行政団体が定めることができる良好な景観の形成に関する計画。
景観法	都市、農山漁村などにおける良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国、地方公共団体、事業者、住民の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区などにおける良好な景観の形成のための規制、景観整備機構による支援などを定めた、景観についての総合的な法律。
経常経費	歳出予算のうち、1年間に自治体（市）が新たな施策を行なわないでも、支出をしなければならない経費のこと。経常的な経費として支出する人件費や償還金（借金返済）、施設の維持費や管理費などの経費のこと。
軽トラ市	軽トラックを店舗に見立て、野菜や果物などの農作物や加工品などを販売する市場。本市では、「みんなで軽トラ市 いわた☆駅前楽市実行委員会」が磐田駅前ジュビロードで定期的に開催している。
建築協定	土地の所有者や借地権者が、一定の区域を定めて建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠または建築設備に関する基準について締結する協定。住宅地としての環境はもちろんのこと、商店街としての利便を高度に維持増進することを目的とし、協定区域の所有者全員の同意と特定行政庁の認可が必要となる。
広域行政	市町村の行政区域を越えて、より広い区域を単位とする地方行政。行政区域を越えて拡大する社会活動や経済活動に対応しようとするもの。
公共下水道	主として市街地における下水を排除し、または処理するために市が整備・管理する管路施設、汚水処理施設及びポンプ施設などの全体を指す。
公共用水域	河川、湖沼などの公共の用に供される水域をいい、水質汚濁防止法では、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい水路その他公共の用に供される水路とされている。
耕作放棄地	農林水産省の統計調査の区分で、調査日以前1年以上作付けせず、今後数年の間に再び耕作するはつきりした意思のない土地。
公助	警察、消防、市町村、都道府県などの行政機関、電気・ガス・水道など人の生活の基盤となるサービスを提供する公益企業が、災害支援活動を実施すること。
交通安全施設	交通の安全と円滑、交通公害防止などを旨として整備するもの。都道府県警察が整備するもの（交通信号機、交通情報板、道路標識、道路標示など）と道路管理者が整備するもの（道路照明灯、ガードレール、カーブミラー、道路案内板など）がある。
交通結節点	複数の交通手段を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設のこと。鉄道駅、バスターミナル、駅前広場や自由通路、階段や歩道など。
小売業	生産者（メーカー）や卸売業者から買った（仕入れた）商品を、最終消費者に売る業種のこと。消費者への物販小売のほか、いわゆる「外食産業」も含む。
国土利用計画	磐田市の「土地の利用」に関する最も基本的な計画。国土利用計画は、全国計画、都道府県計画、市町村計画から構成される。市町村計画は、全国計画、都道府県計画に比べ、地域への密着性が強い。また、実行ある国土利用を図る上で特に重要な役割を担っている。また、住民の意向を反映させるための措置（パブリックコメントなど）を講じ、市議会の議決を経て定められるもの。
子育て支援センター	子育てで家庭の支援活動を担当する職員を配置し、子育て不安に対する相談・指導や子育てサークルへの支援など、地域の子育て家庭に対する育児支援を行っている。

さ 行

用語	解説
災害拠点病院	地震・津波・台風などの災害発生時に災害医療を行う医療機関を支援する病院のことである。各都道府県の二次医療圏ごとに原則1カ所以上整備される。 二次医療圏とは、入院ベッドが地域ごとにどれだけ必要かを考慮して、手術や救急などの一般的な医療を地域で完結することを目指し、決められる医療の地域圏。厚生労働省が、医療法にもとづいて、地理的なつながりや交通事情などを考慮して、一定のエリアごとに定める。複数の市町村を一つの単位とし、都道府県内を3～20程度に分けている。一般的に一次医療圏は市町村、三次医療圏は都道府県全域を指す。
災害時の応援協定	災害発生時における各種応急復旧活動に関する人的・物的支援について、地方公共団体と民間事業者や関係機関との間で、または地方公共団体間で締結される協定。
災害時要援護者	必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々。一般的には、高齢者・障害者・乳幼児・妊産婦・傷病者・日本語が理解できない外国人など。
再開発住宅	土地区画整理事業などの公共事業の施行に伴い、当該事業の施行区域内に居住している借家（借間）並びに当該事業の施行により住居・店舗を移転新築する間の仮住居・仮店舗に対応するため市が建設したものの。
再生可能エネルギー	「絶えず資源が補充されて枯渇することのないエネルギー」、「利用する以上の速度で自然に再生するエネルギー」のこと。例としては、太陽光、太陽熱、水力、風力、地熱、波力、温度差、バイオマスなどが挙げられる。
財団法人磐田市勤労者福祉サービスセンター	磐田市に所在する中小企業勤労者などの福祉向上を図るとともに、中小企業の振興及び地域社会の活性化に寄与することを目的として設立された財団法人。
財団法人静岡県グリーンバンク	環境緑化の重要性に対する社会の理解と認識を高めるとともに、自発的な緑化実践活動への県民意識の喚起を図り、もって緑あふれる生活環境の創造に寄与することを目的に設立された財団法人。苗木・種子定期配布などを行っている。
査察	消防法（昭和23年法律第186号）に基づき、防火対象物の関係者に火災発生危険及びこれに伴う人命危険を予防させることを目的として行う立入検査や改善指導のこと。
砂防	大雨や地震などが原因となって、山やがけが崩れたり（地すべり・がけ崩れ）、水と混じり合った土や石（土石流）が川から流れ出たりすることによって私たちの命や財産などが脅かされる自然災害の防止対策の手法のひとつ。
三次救急医療機関	救急救命センターなどを設け、二次救急まででは対応できない重篤な疾患や多発外傷に対応する救急医療機関のこと。
市営住宅	公営住宅法（昭和26年法律第193号）に基づき、市が建設または借上げを行い、住宅に困窮する低所得者へ低廉な家賃で賃貸する住宅のこと。
市街化区域	都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する地域。
市街化調整区域	都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。
事業継続計画（BCP）	事業所が、自然災害・大火災・テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。
事業仕分け	担当課による自己点検と庁内プロジェクトチームによる内部点検により、「必要性、実施主体」などの視点から事務事業のあり方を見直す方法。
自主事業	市からの補助金により、磐田文化振興会が主催して行う文化芸術鑑賞・体験事業のこと。
自助	「自らの身の安全は自ら守る」といった考え方にに基づき、市民一人ひとりが自分の命や生活を守るための活動をいう。この自助の中には、個人のみではなく、各組織が自分の組織を守るための活動も含む。
静岡県後期高齢者医療広域連合	後期高齢者医療制度に関して、被保険者の資格の管理・医療給付・保険料の賦課・保健事業などに関する事務を共同で処理する広域連合。構成団体は、静岡県内の全市町。
静岡県地方税滞納整理機構	地方税に係る滞納事案のうち、構成団体から広域連合が引き受けた事案に係る滞納処分や軽自動車税及び自動車取得税に係る申告書または報告書の受付、審査、保管などを共同で処理する広域連合。構成団体は、静岡県及び静岡県内の全市町。

用語	解説
市政モニター制度	市民からモニターを募り、定期的に市政に対する意見や要望の提出及びアンケート調査を実施し、その結果を施策に活かす制度のこと。本市においては、平成23年度より実施。
史跡	遠江国分寺、京見塚古墳、土器塚古墳、阿多古山一里塚、御厨古墳群、新豊院山古墳群、長者屋敷遺跡、米塚古墳、銚子塚古墳、堂山古墳3号墳、旧見付学校の計11箇所
指定管理者制度	サービスの向上及び行政コストの縮減を目的に、NPOや株式会社などの民間事業者に、公の施設の管理運営を担わせる制度。本市においては、72施設に導入済み（平成24年1月1日現在）
市民農園	農業者以外の者がレクリエーションや生きがいを目的に、野菜などを栽培する小面積に区分された農地。
社会体育施設	ここでは、プール、陸上競技場、体育館、運動場、球技場、柔・剣道場、弓道場、相撲場、総合施設などで、学校体育施設以外のものを指す。
社会福祉協議会	地域福祉と民間福祉事業やボランティア活動の推進・支援を目的として設置されている社会福祉法人。民間団体ではあるが、社会福祉法によって規定され、国・県・市町村単位で組織されている。
住宅系土地利用事業	土地利用の誘導により、住環境整備が行われ、区画の整った優良宅地造成が進み、住生活の向上が図られると考えられる事業。
循環型社会	廃棄物の発生を抑え（リデュース）、使用済製品がリユース・リサイクル・熱回収などにより適正かつ循環的に利用され、その他については適正処分によって、天然資源の消費を抑え、環境負荷をできる限り少なくする社会。
受水点	遠州広域水道用供水供給事業から水道水を受水している地点のこと。
小中一貫教育	初等教育（一般の小学校で行なわれている教育）と前期中等教育（一般の中学校で行なわれている教育）の課程を調整し、一貫性を持たせた体系的な教育方式のこと。本市では、地域全体で子どもの教育をサポートするという基本理念のもと、各中学校区の特色を生かした共通のビジョン・目標・カリキュラムを設定して行うこととし、平成24年度より試行校を指定し、実施する。
消費生活センター	訪問販売や架空請求など、消費生活に関する苦情・相談などを受ける消費生活相談員を配置した機関。市民相談センター内に設置。
商品券事業	地域経済の活性化を図るため、市がこれまで現金で支給していた手当や奨励金の一部を市内の加盟店で使用できる「は〜とふる商品券」で支給する事業と、磐田商工会議所・磐田市商工会が発行するプレミアム付き商品券事業へ補助する事業のこと。
初期被ばく医療機関	被ばくや汚染により放射線防護対策の対象になった方を汚染の有無にかかわらず初期診療や救急診療を行う指定された医療機関。
食育	食に関する様々な体験を通して、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。
職業相談	就労・失業を問わず、職場での人間関係や労働条件などについて悩みがある方の相談を行ったり、履歴書の書き方や面接方法など、社会人の基本的なマナーなどのアドバイスを行っている。磐田市勤労者総合福祉センター（ワークピア磐田）1階の職業総合相談窓口で実施。
自立支援給付	障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく、全国統一の事業で、大きく4つ（①～④）に大別される。
①介護給付	① 自宅での入浴や排泄、食事などの介護や外出時の移動の介助の他、介護施設などでの介護、創作活動や生産活動の機会を提供するなどのサービス
②訓練等給付	② 日常生活を営めるよう、身体機能や生活能力の向上を目的とした訓練や、就職に向け必要な知識や能力の向上を目的とした訓練を行う。また、介護の必要のない障害者を対象に共同生活の場を提供し相談や援助を行う。
③補装具費の支援	③ 車いすや義足など失われた機能を補う道具（補装具）の購入や修理の際に必要な費用の支給を行う。障害の状態により対象となる補装具や支給金額は定められている。
④自立支援医療	④ 18歳未満の障害児が、生活の能力を得るために必要な医療にかかる医療費や、18歳以上の障害者の自立や社会活動への参加の促進を図るために必要な医療にかかる医療費などの支給を行う。
水源涵養	森林の土壌が雨水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を調整することで洪水を緩和するとともに、雨水が森林土壌を通過することにより、水質を浄化する機能のこと。

用語	解説
図上訓練	地図を用いて地域で大きな災害が発生する事態を想定し、地図上に危険が予測される地帯または事態を想定して行う訓練。訓練の効果としては、事前に危険を予測できることや、避難経路、避難場所、即応性ある避難準備の徹底、地域住民や関係機関においてどのような対策や連携が必要かの検討など、参加者の間で情報共有することが可能となる。
スポーツライフ	スポーツを生活の一部と位置づけ、各年齢層や幼少年期、青年期、壮年期、老年期に合ったスポーツを取り入れた健康的な人生のこと。
スマートインターチェンジ	高速道路の本線上またはサービスエリア（SA）、パーキングエリア（PA）、バスストップ（BS）に設置されているETC専用のインターチェンジ（IC）のこと。
生活習慣病	食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣の影響を受けて発症したり進行したりする病気の総称。（糖尿病、高血圧症、脂質異常症、がんなど）
製造品出荷額等	製造業における年間の製造品出荷額などのことをいい、これは、製造品の出荷額に加え、加工賃収入額、その他収入額及び製造工程から出た「くず」及び廃物の出荷額の合計であり、消費税等内国消費税額を含んだ額。
セクシュアル・ハラスメント	一般に「セクハラ」と略して使われている。相手の意に反した、相手にとって不快な性的な性質の言動のことで、性的な嫌がらせや性的脅かしのこと。自分の持つ権限を背景に性的な関係を相手に迫ることや、性的な言動によって相手の生活環境を悪化させることをいう。職場だけでなく教育機関でも問題となっている。
総合型地域スポーツクラブ	日本における生涯スポーツ社会の実現を掲げて、平成7年より文部科学省が実施するスポーツ振興施策の1つで、幅広い世代の人々が、各自の興味関心・競技レベルに合わせて、さまざまなスポーツに触れる機会を提供する、地域密着型のスポーツクラブのこと。

た 行

用語	解説
第1号被保険者（介護保険）	介護保険は、満40歳以上の方すべてが被保険者となる。65歳以上の方は、第1号被保険者。40～64歳の方が第2号被保険者となる。
多文化共生	国籍や民族など異なる人々がお互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。
男女共同参画	男女が性別による社会的役割に縛られることなく、男女が対等な構成員として社会に参加すること。従来の「男は仕事、女は家庭」という固定観念に固執することなく、個人としての社会参加が尊重される。
地域医療連携	それぞれの医療機関の機能を有効利用するために、病院と診療所、あるいは病院同士が連携し、患者に効率的で適切な医療を提供する連携のこと。
地域生活支援事業	サービス内容は、下記6つの必須事業の他、利用者のニーズを踏まえ、地域の実情に合わせた独自のサービスを行っている。
①相談支援事業	① 障害者やその家族などからの相談に応じ、必要な情報提供や援助を行う。
②成年後見制度利用支援事業	② 成年後見制度の利用が有効と認められる知的・精神障害者に対して、制度の利用支援を行う。
③コミュニケーション支援事業	③ 意思疎通を図ることに支障がある方のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣や点訳、音声訳などによる支援を行う。
④移動支援事業	④ 屋外での移動が困難な障害がある方について、外出するための支援を行う。
⑤地域活動支援センター	⑤ 創作的活動や生産活動の機会を提供し、障害者と社会との交流を図る。
⑥日常生活用具給付等事業	⑥ 障害がある方が、日常生活を送る上で必要な生活用具の給付を行う。
地域福祉コミュニティ	地域住民が地域福祉向上のために行う福祉施策や事業、活動を重視した福祉型の地域共同体のこと。住民参加に基づく公私協働によって推進し、地域の組織化へ発展していく。
地域包括ケアシステム	高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域で継続して生活できるよう、医療、介護、生活支援サービスなどを包括的及び継続的に支援を行う仕組み。
地域包括支援センター	高齢者の総合相談窓口として、保健、福祉、医療の連携、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関で、センターには保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどが配置され、各種相談や介護予防のケアプラン作成などに応じている。

用語	解説
地域防災計画	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、市民の生命、財産を災害から守るための対策を実施することを目的とし、災害に係わる事務または業務に関し、関係機関及び団体の協力を得て、総合的かつ計画的な対策を定めた計画のこと。市長を会長とする防災会議で決定する。
地域密着型サービス	介護保険サービスのうち、認知症グループホームなど、比較的小規模で身近な施設として、市内居住の方のみ利用することができるサービスのこと。
チャレンジショップ事業	学生等が空き店舗を使ってショップ運営を体験することで、若者の起業に対する可能性を支援するとともに、話題性や集客を創出し、将来の商業振興へとつなげていく事業。
地球温暖化対策実行計画	地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第8条に基づき、事業者である市の施設などから排出される温室効果ガス（特に二酸化炭素）排出量の削減を目指し、具体的な施策を実施するために策定した計画。
地区計画	良好な市街地の保全・形成を図ることを目的として、地区の特性にふさわしいまちづくりの目標やきめ細かなルール（道路や公園などの地区施設の配置、建築物の用途・形態の制限など）を住民の意向を反映させ定める、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づくまちづくりの手法。
地区社会福祉協議会	市内の地域福祉課題に取り組むため、概ね小学校区を単位としてボランティアなど各種団体が協働して運営する組織。
治山事業	森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から住民の生命・財産を保全するための山腹工事、生育状況が芳しくない森林の整備、崩壊斜面上の土留、崩壊斜面に面した溪流の縦横断浸食を防止する治山ダム（谷止工）などの構造物の設置を行う事業。こうした構造物は、森林の形成に寄与しつつ、下流への過剰な土砂流出を抑制するため防災施設としても位置づけられる。
地産地消	地元で採れた生産物を地元で消費すること。
地籍調査	一筆ごとの土地の所有者・地番・地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査のこと。
地方分権	地方公共団体が独自の判断で行政を推進することができるように、国から地方に権限や財源を移すこと。
着地型観光	旅行者を受け入れるため側の地域（着地）側が、その地域でおすすめの観光資源を基にした旅行商品や体験プログラムを企画・運営する観光の形態。
中遠広域事務組合	不燃性ごみ処理施設及び一般廃棄物最終処分場の設置、管理及び運営に関する事務を共同処理する事務組合。構成団体は、磐田市、袋井市、森町。
町史（福田・竜洋）	竜洋町史編さんは完了。現在は、福田町史の編さん中。
長寿命化	公共施設の効率的・効果的な補修・保全を行うことにより施設を長く良好な状態に保てるようにすること。
長寿命化計画	従来型の事後的な修繕から予防的な修繕などを実施することにより、施設の長期間の使用を可能にし、加えて修繕などの大規模化及び高コスト化を回避することで、建物の建設から維持管理・廃止までに係る費用を抑制するための計画。
DV（ドメスティック・バイオレンス）	配偶者間や恋人等、通常「親密」であると考えられている男女間で起こる身体的・精神的暴力をいい、これが引き起こす家族や親族への身体的・精神的暴力も含む。
デジタルデバイド	情報格差のこと。ここでは、主に、高速なブロードバンドサービスが提供されるようになったが、サービスが「利用できる地区」と「利用できない地区」との情報アクセスへの格差のこと。
デマンド型乗合タクシー	利用者それぞれの希望時間帯、乗車場所などの要望（デマンド）に応えるタクシー。予約により、乗車場所、目的地まで向かう。乗り合いなので、ほかにも同じ便に予約した人がいれば道順に回って目的地まで運行する。なお、乗車場所、目的地をあらかじめ定めることにより、一般タクシーと区別を図る。
特別支援教育	従来の特殊教育の対象である障害だけでなく、高機能自閉症などを含めて障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善、または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。
都市計画道路	都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づいて、あらかじめ位置・ルート・幅員などが決められた、都市の骨格となり、まちづくりに大きく関わる道路のこと。
都市計画マスタープラン	道路、公園、河川・下水道、防災、景観、住宅などの分野別まちづくり計画の市の指針となる基本的な計画のこと。策定時から20年後の将来のまちづくりについて、目標や将来像を定めたもの。
都市公園	都市公園法（昭和31年法律第79号）に基づき、地方公共団体または国が都市計画区域内に設置する公園または緑地のこと。
土地区画整理事業	都市計画区域（都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、一体の都市として整備、開発、保全する必要がある区域のこと）内の土地について、良好な市街地形成及び宅地利用の増進を図るため、土地の区画形成を整えるとともに、土地の活用に必要な道路や公園などの公共施設の整備改善を図る事業。

用語	解説
トップセールス	市内の産業や特産物などを全国にアピールするために、市長が自ら率先して宣伝・販売するといったPR活動を行うこと。

な行

用語	解説
認定農業者	農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づき、農業経営の規模拡大や生産方式の合理化など、将来の農業経営の改善計画を掲げた「農業経営改善計画」を作成し、市長の認定を受けた農業者のこと。認定農業者に対しては、低利資金の融資・税制の特例などの優遇措置がある。
農業集落排水	農業用水の水質保全のため、農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水、汚泥を処理する施設。農地や農業用水路に汚れた水が流れ込むのを防ぎ、また、生活環境を向上させるとともに、公共用水域の水質保全を図ることを目的としている。

は行

用語	解説
バイオマス	エネルギー資源として利用できる生物体（植物、動物など）のこと。バイオマスのエネルギーの利用としては、燃焼して発電を行うほか、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化やユーカリなどの炭化水素を含む植物から石油成分を抽出する方法などがある。
ハザードマップ	自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲及び被害程度、さらには避難経路、避難場所などの情報が既存の地図上に図示されている。
バリアフリー	高齢者や障害者などが社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。今日では、より広い意味に受け止められ、社会的、制度的、心理的などすべての障害の除去という意味でも用いられる。
光ファイバ網	従来の電話回線網に換えて整備されつつある回線網を指す。従来の回線網は銅線を使っていたが、これを光でデータを送る光ファイバに換えることで、一度に多くのデータを送れるのが最大の利点。
ファミリーサポートセンター	地域において育児の援助を受けたい人（依頼会員）と行いたい人（援助会員）が会員となり、育児について助け合う会員組織。
風致地区	自然的要素に富んだ良好な景観を形成しており、都市の土地利用計画上、また都市環境の保全を図るため、風致の維持を図ることが必要な地区であって、「地域地区」のひとつとして市町村が都市計画に定めた地区（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条）。風致地区内の建築制限などの規制内容は、各自治体の条例に委ねられている。
普通救命講習	市民に心肺蘇生法などの応急手当を普及させ救命率の向上を図るため、中学生以上の磐田市民並びに磐田市内の事業所などに従事する方を対象に、心肺蘇生法、AEDの取り扱い方、異物除去法、止血法の実技及び講義を3時間で実施する講習。
ブロードバンドサービス	「ブロードバンド」とは、broad（広い）とband（帯域）の複合語。データをやりとりするための道幅が広いという意味で、光ファイバに代表される高速通信回線を意味する。電気通信事業者等が提供する高速通信回線を使用したサービスのこと。
ふるさと先生制度	市費により市単独の教員を雇用し、国の標準法で定められる40人学級よりも少ない35人学級を構成する制度。平成23年度現在、市内小中学校において全学年で35人学級を実施。
ベッコウトンボ	国内希少野生動植物種に指定されているトンボ。ベッコウトンボは、桶ヶ谷沼を代表するトンボで、桶ヶ谷沼は、本州で最東端のベッコウトンボ生息地であり、国内では唯一の安定した多産地といわれている。
HbA1c（ヘモグロビンエイワンシー）	過去2か月前後の血糖値の平均を反映する。長期の血糖コントロールの指標として重要。HbA1c値の表記は、国や地域により異なるが、今回は日本糖尿病学会によるJDS法に基づく値で記載している。

用語	解説
保安林	水源涵養、土砂崩壊などの災害の防備、生活環境の保全などの特定の公共目的のために必要な森林を、農林水産大臣または都道府県知事が指定した森林。保安林においては、その保全と適切な施業の実施による保安機能の確保のため、森林所有者に作為、不作為の義務が課せられている。また、一方で私権制限の程度に応じて租税の減免などの措置が講じられている。
防火管理者	防火対象物において、消防用設備の点検整備や消防訓練の実施その他の防火管理上必要な業務を行う者。消防計画を作成、届出し、その計画に基づき、防火管理の実施、自衛消防訓練の実施、収容人員の管理、消防用設備などの点検を行い、その結果を消防長または消防署長に報告しなければならない。
放課後子ども教室	安全・安心な活動場所として、学年の異なる児童や地域の大人と交流する場を確保し、学校の空き教室や校庭を活用して、勉強、スポーツ、文化活動を通して、世代を超えた交流を行う事業。
放課後児童クラブ	保護者が労働などにより昼間家庭にいない、概ね10歳未満の児童に対し、放課後や長期休暇中、保護者に代わって保育を行う施設で、市や社会福祉法人などが学校の余剰教室や児童館などを利用して実施するもの。
防火対象物	火災予防を行う必要がある建築物のこと。防火対象物の種類（用途区分）が消防法施行令（昭和36年政令第37号）に規定されており、特定防火対象物と非特定防火対象物に分けて、防火管理を行わなければならない（防火管理者を選任する）条件が定められている。
(仮称) 防災センター	災害対策本部を常設し、執務室を併設する施設のこと。
防災行政ラジオ	FM/AM放送のほかに、市の防災行政無線放送（スピーカーで流れる放送）を受信すること（強制割込機能）ができるラジオ。このため、台風の接近など風雨が強い場合に、自宅で雨戸を閉めている状態でも聴くことができる。電源はコンセントから取れるが、非常時には乾電池を使用する。
防潮堤	台風などによる大波や高潮、津波の被害を防ぐ堤防のこと。より正確には、高潮による災害を防止するため設置された堤体、壁体、水門などの構造物、及び護岸、取付道路などの附属物をいう。
ホールなど	磐田市民文化会館、磐田市立福田公民館ホール、磐田市立竜洋公民館いさだホール、磐田市アミューズ豊田ゆやホール、磐田市豊岡研修会館を指す。
ホーンアレイスピーカー	スピーカーを4つ縦に並べることで、従来のスピーカーより約2倍の伝達能力があるといわれている最新型スピーカー。

ま 行

用語	解説
マイバッグ	レジ袋など容器包装廃棄物の発生抑制を図るため、買い物に行く際に繰り返し利用できるバッグのこと。
まち美化パートナー（制度）	身近な公共空間である道路、河川、公園など公共施設の清掃や管理を、市民と行政とのパートナーシップ（協働）で行う制度のこと。
緑のカーテン事業	植物を建物の外側に生育させることにより、建築物の温度上昇抑制を図る省エネルギー手法。生きている植物（アサガオやゴーヤなどのつる植物）を使用することにより、気化熱による継続的な温度抑制が期待できる緑のカーテンが利用されている。家庭をはじめ学校や公的機関でも用いられている。
緑の基本計画	都市公園の整備など都市計画に基づく緑地の保全だけでなく、それ以外の公共施設や民有地の緑化、普及啓発活動までの幅広い総合的な指針。（正式名称は、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画）
民営化	これまで地方公共団体が主体となっていた業務を廃止して、その業務の運営主体を民間事業者などへ変えること。
メガソーラー（大規模太陽光発電所）	電力会社などによる出力1,000キロワット（1メガワット）以上の大規模太陽光発電所のこと。
メンタルヘルス	心の健康のこと。

や 行

用語	解説
ヤング草莽塾	将来のまちづくりを担う人材を育成するとともに、高校生の柔軟な発想を市政に生かし、高校生のまちづくりへの参加意識の高揚を図るため、行政課題の解決策などを研究・検討し、企画書の作成・提案にグループで取り組んでもらう事業。対象は、市内の高等学校に通学する生徒。草莽（そうもう）塾の名前の由来は、吉田松陰が松下村塾で塾生に教えた言葉である「草莽崛起（そうもうくつき）」に由来する。「在野の人よ、立ち上がれ」という意味。
遊休地	市が所有する土地のうち、利用されていないまたは利用頻度が低く、かつ、利用予定のない土地のこと。
養浜	浸食された海岸あるいは利用要請のある海岸に、人工的に砂を供給して海浜の造成を行うこと。防災や観光地の維持保全の目的で行われる。

ら 行

用語	解説
ライフライン	電気・水道・ガスなどの供給システムのこと。（通信システムや鉄道なども含まれることもある。）
離岸堤	海岸の沖合に、海岸線にほぼ平行に設置される堤防状の構造物。沖合の波の力を弱めて浜に砂を貯えて、浸食防止や海浜造成を図ることを目的に設置される。
流域下水道	市町村の枠を越え、複数の市町村の区域の下水を処理する施設。天竜川左岸流域下水道は、污水幹線管渠と終末処理場の施設を静岡県が設置・管理をしているが、合併10年後には磐田市へ移管される。
療育	障害のある児童に対して、医学的治療だけでなく、教育その他の諸科学を駆使して、能力や可能性の開発を図ること。
緑地保全地域	里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する制度。無秩序な市街化の防止または公害若しくは災害の防止のため適正に保全する必要があるものや地域住民の健全な生活環境を確保するため適正に保全する必要があるものを対象として、都市計画法（昭和43年法律第100号）における地域地区として都道府県が計画決定を行う。
連携パス	患者が、急性期病院から回復期病院を経て早期に自宅に帰れるような診療計画を作成し、治療を受けるすべての医療機関で共有して用いるもの。
6次産業化	生産（第1次産業）、食品加工（第2次産業）、流通・販売（第3次産業）にも生産者が主体的・総合的に関わり合うことで高付加価値化を図り、活性化につなげていく経営方法。



磐田市

第1次 磐田市総合計画 後期基本計画

発行日／平成 24年 3月 発行者／磐田市 企画部 政策企画課 電話／0538-37-4805